

# 名古屋市地域防災計画

— 地震災害対策計画編 —

<平成30年6月・修正案>

名古屋市防災会議



地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
45	1	<p>目次</p> <p>第1章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 ～ 第10節 略</p> <p>第11節 応援要請</p> <p>第1 略</p> <p><u>第2 (追加)</u></p> <p><u>第2</u> 自衛隊に対する派遣要請</p> <p>第12節 略</p> <p>第13節 避難</p> <p>第1 ～ 第2 略</p> <p><u>第3 (追加)</u></p> <p><u>第3</u> 指定避難所の開設及び管理運営</p> <p><u>第4</u> 避難状況等の報告</p> <p><u>第5</u> 避難所の解消</p> <p><u>第6</u> 警戒区域の設定</p> <p><u>第7</u> 帰宅困難者対策</p> <p><u>第8</u> 広域一時滞在に係る協議</p> <p>第14節 ～ 第15節 略</p> <p>第16節 食品・生活必需品等の供給</p> <p>第1 ～ 第5 略</p> <p>第6 <u>国への支援要請</u></p> <p>第7 ～ 第8 略</p> <p>第17節 ～ 第30節 略</p> <p>第2章 災害復旧計画</p> <p>第1節 民生安定のための緊急措置</p> <p>第1 ～ 第2 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 ～ 第10節 略</p> <p>第11節 応援要請</p> <p>第1 略</p> <p><u>第2 受援班の設置</u></p> <p><u>第3</u> 自衛隊に対する派遣要請</p> <p>第12節 略</p> <p>第13節 避難</p> <p>第1 ～ 第2 略</p> <p><u>第3 指定緊急避難場所の開設及び管理運営</u></p> <p><u>第4</u> 指定避難所の開設及び管理運営</p> <p><u>第5</u> 避難状況等の報告</p> <p><u>第6</u> 避難所の解消</p> <p><u>第7</u> 警戒区域の設定</p> <p><u>第8</u> 帰宅困難者対策</p> <p><u>第9</u> 広域一時滞在に係る協議</p> <p>第14節 ～ 第15節 略</p> <p>第16節 食品・生活必需品等の供給</p> <p>第1 ～ 第5 略</p> <p>第6 <u>国、愛知県、他都市への支援要請</u></p> <p>第7 ～ 第8 略</p> <p>第17節 ～ 第30節 略</p> <p>第2章 災害復旧計画</p> <p>第1節 民生安定のための緊急措置</p> <p>第1 ～ 第2 略</p>	<p>大規模災害受援計画の策定に伴う整理</p> <p>指定緊急避難場所の条項の追加に伴う整理</p> <p>標記の整理</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>第3 <u>被災者生活再建支援金の支給</u></p> <p>第4 略</p> <p><u>第5 (追加)</u></p> <p><u>第5</u> 義援金の受付・配分</p> <p><u>第6</u> 生活福祉資金の貸付</p> <p><u>第7</u> 市税の減免等</p> <p><u>第8</u> 災害復旧資金の融資</p> <p><u>第9</u> 復旧・復興事業からの暴力団排除</p> <p>第2節 略</p> <p>第3節 <u>災害復興計画</u></p>	<p>第3 <u>被災者生活再建支援金(法)の支給</u></p> <p>第4 略</p> <p><u>第5 被災者生活再建支援金(市要綱)の支給</u></p> <p><u>第6</u> 義援金の受付・配分</p> <p><u>第7</u> 生活福祉資金の貸付</p> <p><u>第8</u> 市税の減免等</p> <p><u>第9</u> 災害復旧資金の融資</p> <p><u>第10</u> 復旧・復興事業からの暴力団排除</p> <p>第2節 略</p> <p>第3節 <u>災害復興</u></p>	<p>新制度創設に伴う整理</p> <p>復興体制の改定に伴う標記の整理</p>
46	15	<p>第2節 地震災害警戒本部等の設置及び運営</p> <p>第1 地震災害警戒本部設置前に行う事項</p> <p>1～3 略</p> <p>4 地震災害警戒準備本部の設置</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 準備本部組織図</p>	<p>第2節 地震災害警戒本部等の設置及び運営</p> <p>第1 地震災害警戒本部設置前に行う事項</p> <p>1～3 略</p> <p>4 地震災害警戒準備本部の設置</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 準備本部組織図</p>	

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
	5 略			<p>組織改正に伴う修正</p> <p>生涯学習センターが指定管理者になることに伴う整理</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>第3 地震災害警戒本部の組織及び運営等略</p> <p>1 地震災害警戒本部組織図</p>	<p>第3 地震災害警戒本部の組織及び運営等略</p> <p>1 地震災害警戒本部組織図</p>	<p>組織改正に伴う修正</p> <p>生涯学習センターが指定管理になることに伴う整理</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																
		<p>6 区本部                      (1) ～(2) 略                      (3) 区副本部長が区本部長の職務を代理する順序は、  <u>区民生活部長、区民福祉部長</u>、支所長、総務課長、  <u>保健所長</u>の順とする。</p> <p>(4) ～ (5) 略                      7 略                      ◎ 別表1-2-1                      地震災害警戒本部の部及び区本部の事務分掌</p> <p>1 略                      2 個別事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部・区本部</th> <th>担当局・区</th> <th>部長又は区本部長</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区本部</td> <td>区役所</td> <td>区長</td> <td>1～3 略                              4 <u>指定</u>避難者の誘導及び収容に関すること                              5～18 略</td> </tr> </tbody> </table>	部・区本部	担当局・区	部長又は区本部長	事務分掌	区本部	区役所	区長	1～3 略 4 <u>指定</u> 避難者の誘導及び収容に関すること 5～18 略	<p>6 区本部                      (1) ～(2) 略                      (3) 区副本部長が区本部長の職務を代理する順序は、  <u>区政部長、保健福祉センター長（事務職に限る）</u>  <u>又は福祉部長</u>、支所長、総務課長、<u>保健センター長</u>                      の順とする。</p> <p>(4) ～ (5) 略                      7 略                      ◎ 別表1-2-1                      地震災害警戒本部の部及び区本部の事務分掌</p> <p>1 略                      2 個別事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部・区本部</th> <th>担当局・区</th> <th>部長又は区本部長</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区本部</td> <td>区役所</td> <td>区長</td> <td>1～3 略                              4 <u>(削除)</u>避難者の誘導及び収容に関すること                              5～18 略</td> </tr> </tbody> </table>	部・区本部	担当局・区	部長又は区本部長	事務分掌	区本部	区役所	区長	1～3 略 4 <u>(削除)</u> 避難者の誘導及び収容に関すること 5～18 略	<p>組織改正に伴う修正</p> <p>表記の整理</p>
部・区本部	担当局・区	部長又は区本部長	事務分掌																	
区本部	区役所	区長	1～3 略 4 <u>指定</u> 避難者の誘導及び収容に関すること 5～18 略																	
部・区本部	担当局・区	部長又は区本部長	事務分掌																	
区本部	区役所	区長	1～3 略 4 <u>(削除)</u> 避難者の誘導及び収容に関すること 5～18 略																	
47	28	<p>第3節 地震防災応急対策の防災活動体制                      第1～第4 略                      第5 各部・区本部間の相互応援                      1～3 略  <u>4 (追加)</u></p>	<p>第3節 地震防災応急対策の防災活動体制                      第1～第4 略                      第5 各部・区本部間の相互応援                      1～3 略  <u>4 相互応援の弾力的な運用</u>                      (1) <u>区本部長は、発災当初において、所属職員を動員してもなお不足し、かつ、庶務部長（総務局長）に要請するいとまがないときは、他の区本部長に職員</u></p>	<p>災害応急対策見直しワーキンググループの検討結果に伴い追加</p>																

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>4</u> 応援職員の活動 略</p>	<p><u>の派遣を直接要請することができることとし、要請を受けた区本部長は、区内の被害状況や職員の動員・配備状況を勘案のうえ、応援の可否を決定する。</u> <u>(2) 当運用に基づき、応援を要請する区本部長は、区本部間における調整状況を随時、庶務部長に報告するとともに、区本部長同士の合意により派遣が行われる場合は、合意事項について相互応援の仕組みの弾力的な運用に係る合意内容報告書(第1章 第7節 第5 各部・区本部間の相互応援 様式1-7-9)により、庶務部長へ報告する。</u></p> <p><u>5</u> 応援職員の活動 略</p>	
48	42	<p>第4節 地震防災応急対策に係る措置に関する事項 第1 略 第2 発災に備えた資機材、人員等の配備手配 略 1 食品及び生活必需品、医薬品等の確保 略 (1) 略 (2) 医薬品等の確保 ア 市立病院、<u>保健所</u>等に保有又は備蓄する医薬品等の数量等を点検、確認し、応急医療体制の確立を図る。 イ 略 2 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備 (1) ～ (7) 略</p>	<p>第4節 地震防災応急対策に係る措置に関する事項 第1 略 第2 発災に備えた資機材、人員等の配備手配 略 1 食品及び生活必需品、医薬品等の確保 略 (1) 略 (2) 医薬品等の確保 ア 市立病院、<u>保健センター</u>等に保有又は備蓄する医薬品等の数量等を点検、確認し、応急医療体制の確立を図る。 イ 略 2 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備 (1) ～ (7) 略</p>	<p>組織改正に伴う修正</p>



地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>(8) 廃棄物処理及び清掃活動用資機材及び人員の配備 ア 略 イ ごみ処理 市（環境部）は、災害により一時的多量に排出される災害ごみの収集、運搬及び処分や、損壊した建物等から発生するがれきなどの災害廃棄物の処理が速やかに行えるよう、東海地震注意情報発表時には、災害廃棄物処理の協力を要請する関連団体と連絡をとり、人員体制及び資機材の確保を図るものとする。（附属資料編 計画資料81参照） ウ 略 (9) 略 (10) 医療・助産・保健救護用資機材及び人員の配備 市（健康福祉部・病院部）は、東海地震注意情報発表時又は警戒宣言時、応急的な医療・助産・保健救護活動の実施のための準備をする。 ア <u>保健所</u>、市立病院を拠点として、医療・助産・保健救護活動の準備を進めるものとする。 イ～ウ 略 第3 略 第4 避難対策 警戒宣言時、住民等は、居住する建物の耐震性等から判断して、建物内外の安全と思われる場所で防災措置を実施し待機することを原則とする。ただし、建物の耐震性が乏しく、かつ、付近に安全な場所が確保できない場合には、避難場所（広域避難場所、一時避難場所又は市</p>	<p>(8) 廃棄物処理及び清掃活動用資機材及び人員の配備 ア 略 イ ごみ処理 市（環境部）は、災害により一時的多量に排出される災害ごみの収集、運搬及び処分や、損壊した建物等から発生する災害がれきの処理が速やかに行えるよう、東海地震注意情報発表時には、災害廃棄物処理の協力を要請する関連団体と連絡をとり、人員体制及び資機材の確保を図るものとする。（附属資料編 計画資料81参照） ウ 略 (9) 略 (10) 医療・助産・保健救護用資機材及び人員の配備 市（健康福祉部・病院部）は、東海地震注意情報発表時又は警戒宣言時、応急的な医療・助産・保健救護活動の実施のための準備をする。 ア <u>保健センター</u>、市立病院を拠点として、医療・助産・保健救護活動の準備を進めるものとする。 イ～ウ 略 第3 略 第4 避難対策 警戒宣言時、住民等は、居住する建物の耐震性等から判断して、建物内外の安全と思われる場所で防災措置を実施し待機することを原則とする。ただし、建物の耐震性が乏しく、かつ、付近に安全な場所が確保できない場合には、避難場所（広域避難場所、一時避難場所又は市</p>	<p>表記の整理</p> <p>組織改正に伴う修正</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>立小中学校 <u>(追加)</u> グラウンド) に避難するものとする。</p> <p>1 市が行う避難対策 (第1章 第13節 参照)</p> <p>(1) 避難対策の基本方針</p> <p>ア 略</p> <p>イ 避難対象地区の住民等は、警戒宣言時、速やかにあらかじめ定められた市立小中学校 <u>(追加)</u> のグラウンドへ避難する。</p> <p>ウ～カ 略</p> <p>(2) ～ (6) 略</p> <p>(7) 避難場所</p> <p>ア 市が管理し又は必要な措置を講ずる避難場所は、広域避難場所、一時避難場所及び市立小中学校 <u>(追加)</u> のグラウンドとする。</p> <p>イ～ウ 略</p> <p>(8) 避難場所への職員等の配置</p> <p>ア 区本部長は、警戒宣言時、避難場所のうち市立小中学校 <u>(追加)</u> のグラウンドに、速やかに区本部職員等を配置する。</p> <p>イ～オ 略</p> <p>カ 学校部職員は、避難場所のうち市立小中学校 <u>(追加)</u> のグラウンドについて、区本部職員等と共同して避難場所における職員の任務 (避難者による避難場所管理運営の支援等) を行う。</p> <p>この場合、学校部の業務 (児童・生徒の保護等) に必要な範囲の職員を除く学校部職員は、当該避難</p>	<p>立小中学校、<u>一部の高等学校</u>のグラウンド) に避難するものとする。</p> <p>1 市が行う避難対策 (第1章 第13節 参照)</p> <p>(1) 避難対策の基本方針</p> <p>ア 略</p> <p>イ 避難対象地区の住民等は、警戒宣言時、速やかにあらかじめ定められた市立小中学校、<u>一部の高等学校</u>のグラウンドへ避難する。</p> <p>ウ～カ 略</p> <p>(2) ～ (6) 略</p> <p>(7) 避難場所</p> <p>ア 市が管理し又は必要な措置を講ずる避難場所は、広域避難場所、一時避難場所及び市立小中学校、<u>一部の高等学校</u>のグラウンドとする。</p> <p>イ～ウ 略</p> <p>(8) 避難場所への職員等の配置</p> <p>ア 区本部長は、警戒宣言時、避難場所のうち市立小中学校<u>等</u>のグラウンドに、速やかに区本部職員等を配置する。</p> <p>イ～オ 略</p> <p>カ 学校部職員は、避難場所のうち市立小中学校<u>等</u>のグラウンドについて、区本部職員等と共同して避難場所における職員の任務 (避難者による避難場所管理運営の支援等) を行う。</p> <p>この場合、学校部の業務 (児童・生徒の保護等) に必要な範囲の職員を除く学校部職員は、当該避難</p>	<p>高等学校の指定に伴う表記の整理</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>場所の小中 <u>(追加)</u> 学校長（校長の指示を受けた代理の者を含む。以下「校長」という。）の指示を受けて、当該避難場所における職員の任務（主として施設管理の立場から避難者による避難場所管理運営の支援等）に従事するものとする。校長の指示を受けた職員が当該任務に従事する間は、区本部長の指示に従うものとする。</p> <p>(9) 避難生活</p> <p>ア 基本方針</p> <p>略</p> <p>(ア) ～ (イ) 略</p> <p>(ウ) 屋内避難の対象となる建物は、原則として市立小中学校 <u>(追加)</u> の体育館及び格技場とし、昭和56年6月1日改正以降の建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）で定める基準を満たす建物又は耐震診断等によりこれと同程度の耐震性能があると判断された建物（以下「耐震性を有する建物」という。）とする。</p> <p>また、区本部長は、必要があると認める場合、市立小中学校 <u>(追加)</u> の体育館及び格技場以外の耐震性を有する建物（市立小中学校の職員室・保健室等の管理諸室を除く。）を屋内避難に使用することができる。</p> <p>(エ) 略</p> <p>イ 避難生活の確保</p> <p>(ア) 略</p>	<p>場所の小中 <u>高等</u> 学校長（校長の指示を受けた代理の者を含む。以下「校長」という。）の指示を受けて、当該避難場所における職員の任務（主として施設管理の立場から避難者による避難場所管理運営の支援等）に従事するものとする。校長の指示を受けた職員が当該任務に従事する間は、区本部長の指示に従うものとする。</p> <p>(9) 避難生活</p> <p>ア 基本方針</p> <p>略</p> <p>(ア) ～ (イ) 略</p> <p>(ウ) 屋内避難の対象となる建物は、原則として市立小中学校 <u>等</u> の体育館及び格技場とし、昭和56年6月1日改正以降の建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）で定める基準を満たす建物又は耐震診断等によりこれと同程度の耐震性能があると判断された建物（以下「耐震性を有する建物」という。）とする。</p> <p>また、区本部長は、必要があると認める場合、市立小中学校 <u>等</u> の体育館及び格技場以外の耐震性を有する建物（市立小中学校の職員室・保健室等の管理諸室を除く。）を屋内避難に使用することができる。</p> <p>(エ) 略</p> <p>イ 避難生活の確保</p> <p>(ア) 略</p>	

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>(イ) 避難対象地区の住民等の避難先となる市立小中学校 <u>(追加)</u> のグラウンドには、必要に応じてテントを設置する。当該テントの設営は、区本部職員等の指示に基づき避難者の協力を得て実施する。</p> <p>(ウ) ～ (エ) 略</p> <p>(オ) 車両による避難場所への避難は原則禁止し、市立小中学校 <u>(追加)</u> グラウンドへの侵入は禁止する。</p> <p>(カ) 略</p> <p>(10) 避難場所の管理運営 略</p> <p>ア 市立小中学校 <u>(追加)</u> のグラウンド 区本部長は、区本部職員を配置し、災害救助地区本部及び校長の指示を受けた学校部職員と共同して、避難者の中から選任された者を中心に避難場所管理組織を整え、避難者の保護にあたる。</p> <p>略</p> <p>第5 ～ 第11 略</p> <p>第12 交通対策</p> <p>1 略</p> <p>2 鉄道等 略</p> <p>(1) ～ (7) 略</p> <p>(8) 愛知高速交通株式会社 ア 略</p>	<p>(イ) 避難対象地区の住民等の避難先となる市立小中学校<u>等</u>のグラウンドには、必要に応じてテントを設置する。当該テントの設営は、区本部職員等の指示に基づき避難者の協力を得て実施する。</p> <p>(ウ) ～ (エ) 略</p> <p>(オ) 車両による避難場所への避難は原則禁止し、市立小中学校<u>等</u>グラウンドへの侵入は禁止する。</p> <p>(カ) 略</p> <p>(10) 避難場所の管理運営 略</p> <p>ア 市立小中学校、<u>一部の高等学校</u>のグラウンド 区本部長は、区本部職員を配置し、災害救助地区本部及び校長の指示を受けた学校部職員と共同して、避難者の中から選任された者を中心に避難場所管理組織を整え、避難者の保護にあたる。</p> <p>略</p> <p>第5 ～ 第11 略</p> <p>第12 交通対策</p> <p>1 略</p> <p>2 鉄道等 略</p> <p>(1) ～ (7) 略</p> <p>(8) 愛知高速交通株式会社 ア 略</p>	

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																																																																														
		<p>イ 旅客への案内 (ア)～(ウ) 略 <u>(エ) 広報誌、ポスターなどにより、事前に警戒宣言が発令された場合の運行情報、旅客の避難方法などを利用者に周知徹底を図る。</u></p> <p>第13～第15 略 第16 市が管理又は運営等する施設に関する対策 1～3 略 4 不特定かつ多数の者が出入りする施設等 (1) 略 (2) 個別事項 ア～イ 略 ウ 施設別の措置 各施設における主な対応措置は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所管</th> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">東海地震注意情報発表時</th> <th colspan="2">警戒宣言時</th> </tr> <tr> <th>対応</th> <th>備考</th> <th>対応</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境局</td> <td>資源選別施設、環境事業所、作業場、工場、処分場</td> <td>継続</td> <td>・自己搬入者等に東海地震注意情報<u>招集</u>を伝達し安全確保の指導</td> <td>中止</td> <td></td> </tr> <tr> <td>なごや生物多様性センター、環境学習センター、環境科学調査センター、南リサイクルプラザ(プラザ棟)</td> <td>休館</td> <td></td> <td>休館</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td>小学校、中学校、高等学校、幼稚園、特別支援学校、</td> <td>休校・休園</td> <td>・教育活動の打ち切り ・あらかじめ定めた方法で帰宅 ・帰宅できない幼児、児童、生徒は、引渡しまで保護</td> <td>休校・休園</td> <td>・帰宅できない幼児、児童、生徒は、引渡しまで保護</td> </tr> </tbody> </table>	所管	施設名	東海地震注意情報発表時		警戒宣言時		対応	備考	対応	備考	略						環境局	資源選別施設、環境事業所、作業場、工場、処分場	継続	・自己搬入者等に東海地震注意情報 <u>招集</u> を伝達し安全確保の指導	中止		なごや生物多様性センター、環境学習センター、環境科学調査センター、南リサイクルプラザ(プラザ棟)	休館		休館		略						教育委員会	小学校、中学校、高等学校、幼稚園、特別支援学校、	休校・休園	・教育活動の打ち切り ・あらかじめ定めた方法で帰宅 ・帰宅できない幼児、児童、生徒は、引渡しまで保護	休校・休園	・帰宅できない幼児、児童、生徒は、引渡しまで保護	<p>イ 旅客への案内 (ア)～(ウ) 略 <u>(エ) (削除)</u></p> <p>第16 市が管理又は運営等する施設に関する対策 1～3 略 4 不特定かつ多数の者が出入りする施設等 (1) 略 (2) 個別事項 ア～イ 略 ウ 施設別の措置 各施設における主な対応措置は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所管</th> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">東海地震注意情報発表時</th> <th colspan="2">警戒宣言時</th> </tr> <tr> <th>対応</th> <th>備考</th> <th>対応</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境局</td> <td>資源選別施設、環境事業所、作業場、工場、処分場</td> <td>継続</td> <td>・自己搬入者等に東海地震注意情報<u>発表</u>を伝達し安全確保を指導</td> <td>中止</td> <td></td> </tr> <tr> <td>なごや生物多様性センター、環境学習センター、環境科学調査センター、南リサイクルプラザ(プラザ棟)</td> <td>休館</td> <td></td> <td>休館</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td>小学校、中学校、高等学校、幼稚園、特別支援学校、</td> <td>休校・休園</td> <td>・教育活動の打ち切り ・あらかじめ定めた方法で帰宅 ・帰宅できない幼児、児童、生徒は、引渡しまで保護</td> <td>休校・休園</td> <td>・帰宅できない幼児、児童、生徒は、引渡しまで保護</td> </tr> </tbody> </table>	所管	施設名	東海地震注意情報発表時		警戒宣言時		対応	備考	対応	備考	略						環境局	資源選別施設、環境事業所、作業場、工場、処分場	継続	・自己搬入者等に東海地震注意情報 <u>発表</u> を伝達し安全確保を指導	中止		なごや生物多様性センター、環境学習センター、環境科学調査センター、南リサイクルプラザ(プラザ棟)	休館		休館		略						教育委員会	小学校、中学校、高等学校、幼稚園、特別支援学校、	休校・休園	・教育活動の打ち切り ・あらかじめ定めた方法で帰宅 ・帰宅できない幼児、児童、生徒は、引渡しまで保護	休校・休園	・帰宅できない幼児、児童、生徒は、引渡しまで保護	<p>現行体制に合わせ修正</p> <p>表記の整理</p> <p>生涯学習センター</p>
所管	施設名	東海地震注意情報発表時			警戒宣言時																																																																													
		対応	備考	対応	備考																																																																													
略																																																																																		
環境局	資源選別施設、環境事業所、作業場、工場、処分場	継続	・自己搬入者等に東海地震注意情報 <u>招集</u> を伝達し安全確保の指導	中止																																																																														
	なごや生物多様性センター、環境学習センター、環境科学調査センター、南リサイクルプラザ(プラザ棟)	休館		休館																																																																														
略																																																																																		
教育委員会	小学校、中学校、高等学校、幼稚園、特別支援学校、	休校・休園	・教育活動の打ち切り ・あらかじめ定めた方法で帰宅 ・帰宅できない幼児、児童、生徒は、引渡しまで保護	休校・休園	・帰宅できない幼児、児童、生徒は、引渡しまで保護																																																																													
所管	施設名	東海地震注意情報発表時		警戒宣言時																																																																														
		対応	備考	対応	備考																																																																													
略																																																																																		
環境局	資源選別施設、環境事業所、作業場、工場、処分場	継続	・自己搬入者等に東海地震注意情報 <u>発表</u> を伝達し安全確保を指導	中止																																																																														
	なごや生物多様性センター、環境学習センター、環境科学調査センター、南リサイクルプラザ(プラザ棟)	休館		休館																																																																														
略																																																																																		
教育委員会	小学校、中学校、高等学校、幼稚園、特別支援学校、	休校・休園	・教育活動の打ち切り ・あらかじめ定めた方法で帰宅 ・帰宅できない幼児、児童、生徒は、引渡しまで保護	休校・休園	・帰宅できない幼児、児童、生徒は、引渡しまで保護																																																																													

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																																																
		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%; text-align:center;">区</td> <td style="width:15%;">学校体育センター、<u>千種・東・北・西・中村・中・昭和・瑞穂・熱田・守山・名東生涯学習センター</u>、図書館、博物館、美術館、科学館等の社会教育施設、体育館等のスポーツ施設及び教育センター(分館含む。)</td> <td style="width:15%; text-align:center;">休館</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%; text-align:center;">休館</td> <td style="width:15%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align:center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">区</td> <td>区役所講堂、地区会館、<u>生涯学習センター(中川・港・南・緑・天白に限る。)</u></td> <td style="text-align:center;">休館</td> <td></td> <td style="text-align:center;">休館</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>コミュニティセンター、地域センター</td> <td style="text-align:center;">休館</td> <td></td> <td style="text-align:center;">休館</td> <td></td> </tr> </table> <p>5 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置            (1) 地震防災応急対策の実施上重要な建物は以下のものとする。            ア～オ 略            カ <u>保健所</u>            キ～ク 略            (2)～(4) 略            6 略</p>	区	学校体育センター、 <u>千種・東・北・西・中村・中・昭和・瑞穂・熱田・守山・名東生涯学習センター</u> 、図書館、博物館、美術館、科学館等の社会教育施設、体育館等のスポーツ施設及び教育センター(分館含む。)	休館		休館		略						区	区役所講堂、地区会館、 <u>生涯学習センター(中川・港・南・緑・天白に限る。)</u>	休館		休館			コミュニティセンター、地域センター	休館		休館		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%; text-align:center;">区</td> <td style="width:15%;">学校体育センター、<u>(削除)生涯学習センター</u>、図書館、博物館、美術館、科学館等の社会教育施設、体育館等のスポーツ施設及び教育センター(分館含む。)</td> <td style="width:15%; text-align:center;">休館</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%; text-align:center;">休館</td> <td style="width:15%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align:center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">区</td> <td>区役所講堂、地区会館、<u>(削除)</u></td> <td style="text-align:center;">休館</td> <td></td> <td style="text-align:center;">休館</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>コミュニティセンター、地域センター</td> <td style="text-align:center;">休館</td> <td></td> <td style="text-align:center;">休館</td> <td></td> </tr> </table> <p>5 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置            (1) 地震防災応急対策の実施上重要な建物は以下のものとする。            ア～オ 略            カ <u>保健センター</u>            キ～ク 略            (2)～(4) 略            6 略</p>	区	学校体育センター、 <u>(削除)生涯学習センター</u> 、図書館、博物館、美術館、科学館等の社会教育施設、体育館等のスポーツ施設及び教育センター(分館含む。)	休館		休館		略						区	区役所講堂、地区会館、 <u>(削除)</u>	休館		休館			コミュニティセンター、地域センター	休館		休館		<p>が指定管理者になることに伴う整理</p> <p>組織改正に伴う修正</p>
区	学校体育センター、 <u>千種・東・北・西・中村・中・昭和・瑞穂・熱田・守山・名東生涯学習センター</u> 、図書館、博物館、美術館、科学館等の社会教育施設、体育館等のスポーツ施設及び教育センター(分館含む。)	休館		休館																																																
略																																																				
区	区役所講堂、地区会館、 <u>生涯学習センター(中川・港・南・緑・天白に限る。)</u>	休館		休館																																																
	コミュニティセンター、地域センター	休館		休館																																																
区	学校体育センター、 <u>(削除)生涯学習センター</u> 、図書館、博物館、美術館、科学館等の社会教育施設、体育館等のスポーツ施設及び教育センター(分館含む。)	休館		休館																																																
略																																																				
区	区役所講堂、地区会館、 <u>(削除)</u>	休館		休館																																																
	コミュニティセンター、地域センター	休館		休館																																																
48	109	第7節 初動活動体制 第1 略 第2 震度別の初動活動等 略 1 略	第7節 初動活動体制 第1 略 第2 震度別の初動活動等 略 1 略																																																	

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>2 震度5弱以上の初動活動                      (1)～(2) 略  <u>(3) 災害対策用地の活用</u>  <u>風水害等による大規模な被害が発生した場合、総括部は、災害直後から時系列に沿った空地需要について、関係部及び国・県等と調整を図り、空地利用計画を策定し、災害応急・復旧活動を迅速かつ円滑に進めるものとする。</u>  <u>なお、災害発生後、災害対策用地の活用に係る基本的な事務処理の流れはおおむね次のとおりとする。</u></p> <pre>                     graph TD                         A[災害対策用地リスト] -- "災害発生直後" --&gt; B[リスト用地の現況調査]                         B -- "災害発生初期" --&gt; C[広域防災拠点の指定]                         C -- "災害発生初期" --&gt; D[応急仮設住宅の建設 候補地等の緊急分選]                         D -- "災害発生後 概ね2～3日以内" --&gt; E[災害対策用地の調整]                         E --&gt; F[本部員会議により 空地利用計画の決定]  subgraph G [ ]                             direction TB                             G1[国、県等の所有地リスト]                             G2[私有地使用候補地]                         end  B -.-&gt; G  subgraph H [ ]                             direction TB                             H1[総括部：避難スペース、臨時ヘリポート ライフライン、防災関係機関用復旧用地等]                             H2[住宅都市部：応急仮設住宅建設用地]                             H3[物資班：緊急物資集配拠点等]                             H4[環境部：ごみ、災害がれきの仮置場]                             H5[その他：水道復旧用地等]                         end  E -.-&gt; H                     </pre>	<p>2 震度5弱以上の初動活動                      (1)～(2) 略  <u>(3) (削除)</u></p>	<p>オープンスペース                      利用計画策定に伴                      う整備</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>(3) (追加)</p> <p>(4) 略 第3 職員の動員</p>	<p>(3) オープンスペースの活用</p> <p>風水害等による大規模な被害が発生した場合、総括部は、災害直後から時系列に沿ったオープンスペース利用の需要について、関係部及び国・県等と調整を図り、災害応急・復旧活動を迅速かつ円滑に進めるものとする。</p> <p>なお、災害発生後、オープンスペースの利用に係る基本的な事務処理の流れはおおむね次のとおりとする。</p> <pre>         graph TD             A[オープンスペースの選定] --&gt; B[オープンスペース被害状況調査]             B --&gt; C[オープンスペースの利用希望を報告]             C --&gt; D[オープンスペース利用調整]             D --&gt; E[本部員会議によりオープンスペース利用の決定]             </pre> <p>オープンスペース候補地台帳を使用して、利用する候補地を選定</p> <p>オープンスペースを利用する関係部及び関係機関にて被害状況を調査</p> <p>オープンスペースを利用希望する関係部及び関係機関は被害状況を勘案して、発災後1か月先を見通し、総括部に利用希望を報告。</p> <p>総括部、管理者並びにオープンスペースを利用する関係部及び関係機関は連携して利用調整を行う。</p> <p>オープンスペースが不足し、更に必要な場合は、上記手順を再度行う。</p> <p>(4) 略 第3 職員の動員</p>	<p>オープンスペース利用計画策定に伴う整備</p>



地震災害対策計画編

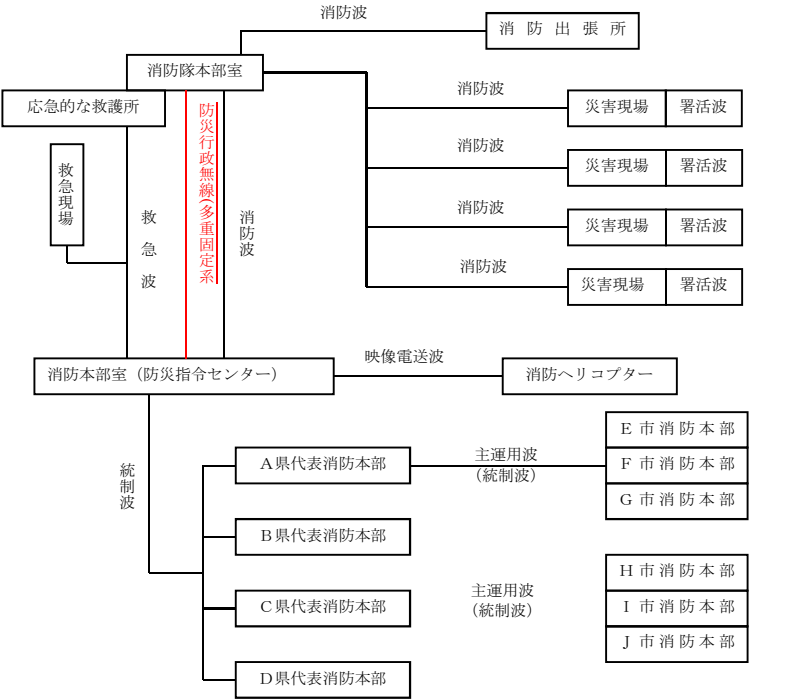
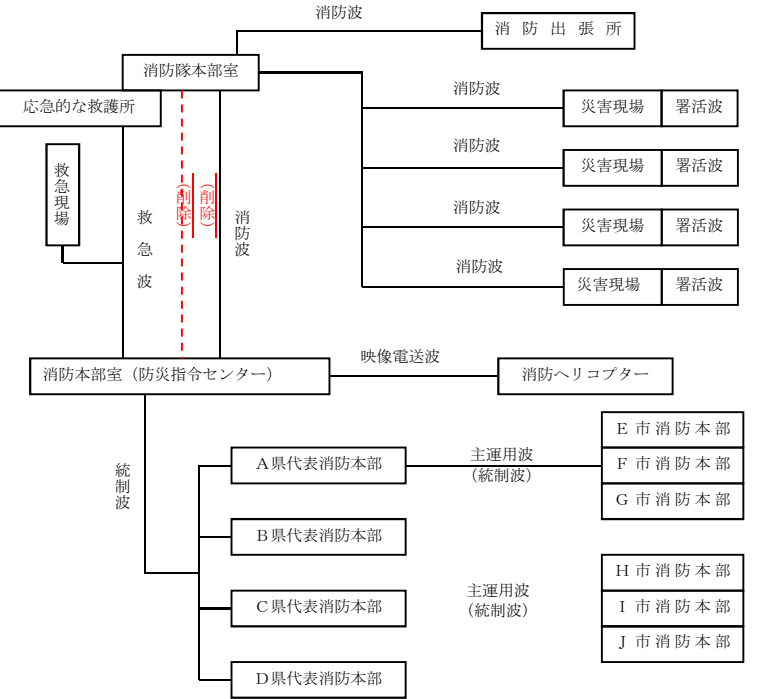
連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>1～3 略</p> <p>4 指定動員者の指定</p> <p>(1) 局内指定動員者 略</p> <p>(2) 区指定動員者 各局・室長は、市域に震度5強（名古屋地方気象台発表）以上の地震が発生した場合に、区の応急対策のため、指定された区役所へ参集する区指定動員者をあらかじめ指定し、防災危機管理局危機対策室を通じ区長へ報告する<u>ものとする。</u></p> <p>第4 略</p> <p>第5 各部・区本部間の相互応援</p> <p>1～3 略</p> <p><u>4 (追加)</u></p>	<p>1～3 略</p> <p>4 指定動員者の指定</p> <p>(1) 局内指定動員者 略</p> <p>(2) 区指定動員者 各局・室長は、市域に震度5強（名古屋地方気象台発表）以上の地震が発生した場合に、区の応急対策のため、指定された区役所へ参集する区指定動員者をあらかじめ指定し、防災危機管理局危機対策室を通じ区長へ報告する。<u>なお、指定にあたっては、より迅速な参集が可能となるよう、参集する区役所に近い住所地の職員を優先的に動員するものとする。</u></p> <p>第4 略</p> <p>第5 各部・区本部間の相互応援</p> <p>1～3 略</p> <p><u>4 相互応援の弾力的な運用</u></p> <p>(1) <u>区本部長は、発災当初において、所属職員を動員してもなお不足し、かつ、庶務部長（総務局長）に要請するいとまがないときは、他の区本部長に職員の派遣を直接要請することができることとし、要請を受けた区本部長は、区内の被害状況や職員の動員・配備状況を勘案のうえ、応援の可否を決定する。</u></p> <p>(2) <u>当運用に基づき、応援を要請する区本部長は、区本部間における調整状況を随時、庶務部長に報告するとともに、区本部長同士の合意により派遣</u></p>	<p>災害応急対策見直しワーキンググループの検討結果を反映</p> <p>災害応急対策見直しワーキンググループの検討結果を反映</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																																										
		<p>4 応援職員の活動 略</p>	<p><u>が行われる場合は、合意事項について相互応援の仕組みの弾力的な運用に係る合意内容報告書（様式1-7-9）により、庶務部長へ報告する。</u></p> <p>5 応援職員の活動 略</p>																																											
49	140	<p>第8節 情報連絡活動 ◎別表1-8-1 被害判定基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害区分</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>その他 ガス</td> <td><u>一般ガス事業又は簡易ガス事業</u>で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>	被害区分	判定基準	略	略	その他 ガス	<u>一般ガス事業又は簡易ガス事業</u> で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	略	略	略		<p>第8節 情報連絡活動 ◎別表1-8-1 被害判定基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害区分</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>その他 ガス</td> <td><u>ガス事業</u>で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>	被害区分	判定基準	略	略	その他 ガス	<u>ガス事業</u> で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	略	略	略		表記の整理																						
被害区分	判定基準																																													
略	略																																													
その他 ガス	<u>一般ガス事業又は簡易ガス事業</u> で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。																																													
略	略																																													
略																																														
被害区分	判定基準																																													
略	略																																													
その他 ガス	<u>ガス事業</u> で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。																																													
略	略																																													
略																																														
50	150	<p>第11節 応援要請 第1 他の地方公共団体等への応援要請 1 応援要請の種類 (1) 略 (2) 協定、覚書に基づく要請</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>締結団体・機関</th> <th>所管局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>消防相互応援協定</td> <td>名古屋市、近隣9市町及び4消防組合</td> <td rowspan="9">消防局</td> </tr> <tr> <td>愛知県内広域消防相互応援協定</td> <td>県内28市町7消防一部事務組合1広域連合</td> </tr> <tr> <td>五都市消防相互応援協定</td> <td>名古屋市、京都市、大阪市、堺市及び神戸市</td> </tr> <tr> <td>東京消防庁・名古屋市航空機消防相互応援協定</td> <td>東京消防庁及び名古屋市</td> </tr> <tr> <td>愛知県緊急消防援助隊受援計画</td> <td>総務省消防庁</td> </tr> <tr> <td>水道災害相互応援に関する覚書</td> <td>日本水道協会愛知県支部長、企業庁、名古屋市、及び県下の水道事業者等71団体</td> </tr> <tr> <td>19大都市水道局災害相互応援に関する覚書</td> <td>東京都及び18政令都市</td> </tr> </tbody> </table>	名称	締結団体・機関	所管局	略	略	略	消防相互応援協定	名古屋市、近隣9市町及び4消防組合	消防局	愛知県内広域消防相互応援協定	県内28市町7消防一部事務組合1広域連合	五都市消防相互応援協定	名古屋市、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	東京消防庁・名古屋市航空機消防相互応援協定	東京消防庁及び名古屋市	愛知県緊急消防援助隊受援計画	総務省消防庁	水道災害相互応援に関する覚書	日本水道協会愛知県支部長、企業庁、名古屋市、及び県下の水道事業者等71団体	19大都市水道局災害相互応援に関する覚書	東京都及び18政令都市	<p>第11節 応援要請 第1 他の地方公共団体等への応援要請 1 応援要請の種類 (1) 略 (2) 協定、覚書に基づく要請</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>締結団体・機関</th> <th>所管局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>消防相互応援協定</td> <td>名古屋市、近隣7市町及び4消防一部事務組合</td> <td rowspan="9">消防局</td> </tr> <tr> <td>愛知県内広域消防相互応援協定</td> <td>県内26市町7消防一部事務組合1広域連合</td> </tr> <tr> <td>五都市消防相互応援協定</td> <td>名古屋市、京都市、大阪市、堺市及び神戸市</td> </tr> <tr> <td>東京消防庁・名古屋市航空機消防相互応援協定</td> <td>東京消防庁及び名古屋市</td> </tr> <tr> <td>愛知県緊急消防援助隊受援計画</td> <td>総務省消防庁</td> </tr> <tr> <td>水道災害相互応援に関する覚書</td> <td>日本水道協会愛知県支部長、企業庁、名古屋市、及び県下の水道事業者等71団体</td> </tr> <tr> <td>19大都市水道局災害相互応援に関する覚書</td> <td>東京都及び18政令都市</td> </tr> </tbody> </table>	名称	締結団体・機関	所管局	略	略	略	消防相互応援協定	名古屋市、近隣7市町及び4消防一部事務組合	消防局	愛知県内広域消防相互応援協定	県内26市町7消防一部事務組合1広域連合	五都市消防相互応援協定	名古屋市、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	東京消防庁・名古屋市航空機消防相互応援協定	東京消防庁及び名古屋市	愛知県緊急消防援助隊受援計画	総務省消防庁	水道災害相互応援に関する覚書	日本水道協会愛知県支部長、企業庁、名古屋市、及び県下の水道事業者等71団体	19大都市水道局災害相互応援に関する覚書	東京都及び18政令都市	消防組合の合併に伴う表記の整理
名称	締結団体・機関	所管局																																												
略	略	略																																												
消防相互応援協定	名古屋市、近隣9市町及び4消防組合	消防局																																												
愛知県内広域消防相互応援協定	県内28市町7消防一部事務組合1広域連合																																													
五都市消防相互応援協定	名古屋市、京都市、大阪市、堺市及び神戸市																																													
東京消防庁・名古屋市航空機消防相互応援協定	東京消防庁及び名古屋市																																													
愛知県緊急消防援助隊受援計画	総務省消防庁																																													
水道災害相互応援に関する覚書	日本水道協会愛知県支部長、企業庁、名古屋市、及び県下の水道事業者等71団体																																													
19大都市水道局災害相互応援に関する覚書	東京都及び18政令都市																																													
名称	締結団体・機関		所管局																																											
略	略		略																																											
消防相互応援協定	名古屋市、近隣7市町及び4消防一部事務組合	消防局																																												
愛知県内広域消防相互応援協定	県内26市町7消防一部事務組合1広域連合																																													
五都市消防相互応援協定	名古屋市、京都市、大阪市、堺市及び神戸市																																													
東京消防庁・名古屋市航空機消防相互応援協定	東京消防庁及び名古屋市																																													
愛知県緊急消防援助隊受援計画	総務省消防庁																																													
水道災害相互応援に関する覚書	日本水道協会愛知県支部長、企業庁、名古屋市、及び県下の水道事業者等71団体																																													
19大都市水道局災害相互応援に関する覚書	東京都及び18政令都市																																													

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																																		
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="255 229 584 277">日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定</td> <td data-bbox="584 229 1050 277">日本水道協会中部地方支部各県支部長、中部地方支部長</td> <td rowspan="8" style="text-align: center; vertical-align: middle;">上下水道局</td> </tr> <tr> <td data-bbox="255 277 584 325">災害時相互応援及び災害対策の技術協力に関する協定</td> <td data-bbox="584 277 1050 325">新潟市水道局</td> </tr> <tr> <td data-bbox="255 325 584 373">東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書</td> <td data-bbox="584 325 1050 373">名古屋市、愛知県、岐阜県、三重県、静岡県</td> </tr> <tr> <td data-bbox="255 373 584 453">下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール（大都市ルール）</td> <td data-bbox="584 373 1050 453">東京都及び20政令都市</td> </tr> <tr> <td data-bbox="255 453 584 533">下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール（中部ブロックルール）</td> <td data-bbox="584 453 1050 533">中部10県4市</td> </tr> <tr> <td data-bbox="255 533 584 580">災害時における燃料供給の相互協力に関する覚書</td> <td data-bbox="584 533 1050 580">横浜市水道局</td> </tr> <tr> <td data-bbox="255 580 584 628">尾張部清掃工場連絡会議ごみ処理相互応援に関する協定書</td> <td data-bbox="584 580 1050 628">尾張部清掃工場 10 団体で構成</td> </tr> <tr> <td data-bbox="255 628 584 676">ごみ処理相互応援に関する協定書</td> <td data-bbox="584 628 1050 676">名古屋市、東海市、知多市及び東部知多衛生組合</td> </tr> </table> <p data-bbox="255 687 434 719">2 ～ 5 略</p> <p data-bbox="255 730 454 767"><u>第2 (追加)</u></p> <p data-bbox="255 1406 696 1485"><u>第2</u> 自衛隊に対する派遣要請略</p>	日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定	日本水道協会中部地方支部各県支部長、中部地方支部長	上下水道局	災害時相互応援及び災害対策の技術協力に関する協定	新潟市水道局	東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書	名古屋市、愛知県、岐阜県、三重県、静岡県	下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール（大都市ルール）	東京都及び20政令都市	下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール（中部ブロックルール）	中部10県4市	災害時における燃料供給の相互協力に関する覚書	横浜市水道局	尾張部清掃工場連絡会議ごみ処理相互応援に関する協定書	尾張部清掃工場 10 団体で構成	ごみ処理相互応援に関する協定書	名古屋市、東海市、知多市及び東部知多衛生組合	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1066 229 1395 277">日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定</td> <td data-bbox="1395 229 1861 277">日本水道協会中部地方支部各県支部長、中部地方支部長</td> <td rowspan="8" style="text-align: center; vertical-align: middle;">上下水道局</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1066 277 1395 325">災害時相互応援及び災害対策の技術協力に関する協定</td> <td data-bbox="1395 277 1861 325">新潟市水道局</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1066 325 1395 373">東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書</td> <td data-bbox="1395 325 1861 373">名古屋市、愛知県、岐阜県、三重県、静岡県</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1066 373 1395 453">下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール（大都市ルール）</td> <td data-bbox="1395 373 1861 453">東京都及び20政令都市</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1066 453 1395 533">下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール（中部ブロックルール）</td> <td data-bbox="1395 453 1861 533">中部10県4市</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1066 533 1395 580">災害時における燃料供給の相互協力に関する覚書</td> <td data-bbox="1395 533 1861 580">横浜市水道局</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1066 580 1395 628">尾張部清掃工場連絡会議ごみ処理相互応援に関する協定書</td> <td data-bbox="1395 580 1861 628">尾張部清掃工場 10 団体で構成</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1066 628 1395 676">ごみ処理相互応援に関する協定書</td> <td data-bbox="1395 628 1861 676">名古屋市、東海市、知多市及び東部知多衛生組合</td> </tr> </table> <p data-bbox="1066 687 1245 719">2 ～ 5 略</p> <p data-bbox="1066 730 1352 767"><u>第2 受援班の設置</u></p> <p data-bbox="1066 778 1861 959"><u>本市内で震度6弱以上の地震が発生した場合又はそれに相当する災害が発生した場合において、他の地方公共団体等の応援が必要と認められるときは、市長(本部長)は以下のとおり応援要請等を実施する。</u></p> <p data-bbox="1099 970 1861 1054"><u>(1) 災害対策本部に総括部、庶務部を始め、人的支援を受援する部にて組織する受援班を設置する。</u></p> <p data-bbox="1099 1066 1861 1390"><u>(2) 受援班は、市全体の受援に係る対外的な窓口、他都市等への応援要請等、市全体の受援状況のとりまとめ等を行う。ただし、既に定められている受援に関する計画等に基づく応援や、各局室区の関係団体を介して行われる応援、各局室区における個別の協定に基づく応援については、各局室区が属する部において主体的に応援要請等を実施する。</u></p> <p data-bbox="1066 1406 1509 1485"><u>第3</u> 自衛隊に対する派遣要請略</p>	日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定	日本水道協会中部地方支部各県支部長、中部地方支部長	上下水道局	災害時相互応援及び災害対策の技術協力に関する協定	新潟市水道局	東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書	名古屋市、愛知県、岐阜県、三重県、静岡県	下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール（大都市ルール）	東京都及び20政令都市	下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール（中部ブロックルール）	中部10県4市	災害時における燃料供給の相互協力に関する覚書	横浜市水道局	尾張部清掃工場連絡会議ごみ処理相互応援に関する協定書	尾張部清掃工場 10 団体で構成	ごみ処理相互応援に関する協定書	名古屋市、東海市、知多市及び東部知多衛生組合	<p data-bbox="1877 767 2152 895">大規模災害受援計画の策定に伴う整備</p>
日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定	日本水道協会中部地方支部各県支部長、中部地方支部長	上下水道局																																				
災害時相互応援及び災害対策の技術協力に関する協定	新潟市水道局																																					
東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書	名古屋市、愛知県、岐阜県、三重県、静岡県																																					
下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール（大都市ルール）	東京都及び20政令都市																																					
下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール（中部ブロックルール）	中部10県4市																																					
災害時における燃料供給の相互協力に関する覚書	横浜市水道局																																					
尾張部清掃工場連絡会議ごみ処理相互応援に関する協定書	尾張部清掃工場 10 団体で構成																																					
ごみ処理相互応援に関する協定書	名古屋市、東海市、知多市及び東部知多衛生組合																																					
日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定	日本水道協会中部地方支部各県支部長、中部地方支部長	上下水道局																																				
災害時相互応援及び災害対策の技術協力に関する協定	新潟市水道局																																					
東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書	名古屋市、愛知県、岐阜県、三重県、静岡県																																					
下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール（大都市ルール）	東京都及び20政令都市																																					
下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール（中部ブロックルール）	中部10県4市																																					
災害時における燃料供給の相互協力に関する覚書	横浜市水道局																																					
尾張部清掃工場連絡会議ごみ処理相互応援に関する協定書	尾張部清掃工場 10 団体で構成																																					
ごみ処理相互応援に関する協定書	名古屋市、東海市、知多市及び東部知多衛生組合																																					

連番	頁	修正前	修正後	備考
51	162	<p>第12節 消防・水防・津波対策活動                      第1～第5 略                      第6 無線通信の運用</p>  <p>(1) <u>防災行政無線 (多重固定系)</u>                      消防本部室と消防隊本部室の間の連絡手段に使用する。</p> <p>(2) <u>消防無線</u>                      略</p> <p>(3) <u>無線通信系統図は、附属資料編による。</u>                      略</p> <p>2 略</p>	<p>第12節 消防・水防・津波対策活動                      第1～第5 略                      第6 無線通信の運用</p>  <p>(1) <u>(削除)</u></p> <p>(1) <u>消防無線</u>                      略</p> <p>(2) <u>無線通信系統図は、附属資料編による。</u>                      略</p> <p>2 略</p>	<p>多重化無線停止による表記の整理</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考												
52	174	<p>第13節 避難</p> <p>第1 避難勧告・避難指示（緊急）</p> <p>1～2 略</p> <p>3 避難勧告・避難指示（緊急）の発令</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 津波警報等発表に係る避難勧告等の伝達系統等</p> <p>ア 略</p> <p>イ 避難勧告発令に伴うサイレンの信号要領は、水防法第13条第1項の規定により愛知県規則（「水防信号及び標識に関する規則（昭和31年愛知県規則34号）」）で定められた水防信号を準用し、以下のとおり伝達する。</p> <p>避難対象地域（避難対象地区付近（<u>5</u>局））に対し、避難勧告伝達（避難勧告サイレン信号30秒吹鳴後、津波避難勧告文例を2回繰り返す。）を4回繰り返した後、津波注意地域（対策計画作成区域付近（<u>10</u>局））に対し、津波注意文例を8回繰り返す。</p> <table border="1" data-bbox="257 1098 1016 1203"> <tr> <td>避難対象地域（避難対象地区付近（<u>5</u>局））</td> <td rowspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>↓ 引き続き</p> <table border="1" data-bbox="257 1334 1016 1439"> <tr> <td>津波注意地域（対策計画作成区域付近（<u>10</u>局））</td> <td rowspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> </table>	避難対象地域（避難対象地区付近（ <u>5</u> 局））	略	略	津波注意地域（対策計画作成区域付近（ <u>10</u> 局））	略	略	<p>第13節 避難</p> <p>第1 避難勧告・避難指示（緊急）</p> <p>1～2 略</p> <p>3 避難勧告・避難指示（緊急）の発令</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 津波警報等発表に係る避難勧告等の伝達系統等</p> <p>ア 略</p> <p>イ 避難勧告発令に伴うサイレンの信号要領は、水防法第13条第1項の規定により愛知県規則（「水防信号及び標識に関する規則（昭和31年愛知県規則34号）」）で定められた水防信号を準用し、以下のとおり伝達する。</p> <p>避難対象地域（避難対象地区付近（<u>14</u>局））に対し、避難勧告伝達（避難勧告サイレン信号30秒吹鳴後、津波避難勧告文例を2回繰り返す。）を4回繰り返した後、津波注意地域（対策計画作成区域付近（<u>8</u>局））に対し、津波注意文例を8回繰り返す。</p> <table border="1" data-bbox="1072 1098 1832 1203"> <tr> <td>避難対象地域（避難対象地区付近（<u>14</u>局））</td> <td rowspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>↓ 引き続き</p> <table border="1" data-bbox="1072 1334 1832 1439"> <tr> <td>津波注意地域（対策計画作成区域付近（<u>8</u>局））</td> <td rowspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> </table>	避難対象地域（避難対象地区付近（ <u>14</u> 局））	略	略	津波注意地域（対策計画作成区域付近（ <u>8</u> 局））	略	略	<p>時点修正</p>
避難対象地域（避難対象地区付近（ <u>5</u> 局））	略															
略																
津波注意地域（対策計画作成区域付近（ <u>10</u> 局））	略															
略																
避難対象地域（避難対象地区付近（ <u>14</u> 局））	略															
略																
津波注意地域（対策計画作成区域付近（ <u>8</u> 局））	略															
略																

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																																
		<p>ウ 津波注意報発表時の津波注意情報の伝達 避難対象地域（避難対象地区付近（<u>5</u>局））及び津波注意地域（対策計画作成区域付近（<u>10</u>局））に対し、津波注意報情報広報文例を以下のとおり伝達する。</p> <table border="1" data-bbox="255 464 987 616"> <tr> <td colspan="2">避難対象地域（避難対象地区付近（<u>5</u>局））及び津波注意地域（対策計画作成区域付近（<u>10</u>局））</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>エ 略 4 略</p> <p>第2 避難誘導及び移送 1 避難の誘導 (1) ～ (2) 略 (3) 避難先は、おおむね次の基準による。</p> <table border="1" data-bbox="255 954 1048 1425"> <thead> <tr> <th>避難の理由</th> <th>避難先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・火災の拡大により避難をするとき</td> <td>広域避難場所 (大規模な火事<u>の</u>指定緊急避難場所)</td> </tr> <tr> <td>・余震やがけくずれ等の地変等により避難をするとき</td> <td>広域避難場所 一時避難場所 小・中学校（<u>追加</u>）のグラウンド (地震の揺れ<u>の</u>指定緊急避難場所)</td> </tr> <tr> <td>・有毒ガス等の危険物質の流出により避難をするとき</td> <td>広域指定避難場所</td> </tr> <tr> <td>・津波警報の発表により避難をするとき</td> <td>・津波浸水想定区域外 ・津波浸水想定区域外が遠い場合や時間に余裕がない場合は、津波避難ビル（津波<u>の</u>指定緊急避難場所）等</td> </tr> <tr> <td>・住家の倒壊等により生活本拠地を失ったとき ・広域避難場所又は一時避難場所等における屋外避難が長時間に及び宿泊を要するとき</td> <td>指定避難場所</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) ～ (5) 略</p>	避難対象地域（避難対象地区付近（ <u>5</u> 局））及び津波注意地域（対策計画作成区域付近（ <u>10</u> 局））		略	略	避難の理由	避難先	・火災の拡大により避難をするとき	広域避難場所 (大規模な火事 <u>の</u> 指定緊急避難場所)	・余震やがけくずれ等の地変等により避難をするとき	広域避難場所 一時避難場所 小・中学校（ <u>追加</u> ）のグラウンド (地震の揺れ <u>の</u> 指定緊急避難場所)	・有毒ガス等の危険物質の流出により避難をするとき	広域指定避難場所	・津波警報の発表により避難をするとき	・津波浸水想定区域外 ・津波浸水想定区域外が遠い場合や時間に余裕がない場合は、津波避難ビル（津波 <u>の</u> 指定緊急避難場所）等	・住家の倒壊等により生活本拠地を失ったとき ・広域避難場所又は一時避難場所等における屋外避難が長時間に及び宿泊を要するとき	指定避難場所	<p>ウ 津波注意報発表時の津波注意情報の伝達 避難対象地域（避難対象地区付近（<u>14</u>局））及び津波注意地域（対策計画作成区域付近（<u>8</u>局））に対し、津波注意報情報広報文例を以下のとおり伝達する。</p> <table border="1" data-bbox="1070 464 1803 616"> <tr> <td colspan="2">避難対象地域（避難対象地区付近（<u>14</u>局））及び津波注意地域（対策計画作成区域付近（<u>8</u>局））</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>エ 略 4 略</p> <p>第2 避難誘導及び移送 1 避難の誘導 (1) ～ (2) 略 (3) 避難先は、おおむね次の基準による。</p> <table border="1" data-bbox="1070 954 1863 1425"> <thead> <tr> <th>避難の理由</th> <th>避難先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・火災の拡大により避難をするとき</td> <td>広域避難場所 (大規模な火事<u>に対する</u>指定緊急避難場所)</td> </tr> <tr> <td>・余震やがけくずれ等の地変等により避難をするとき</td> <td>広域避難場所 一時避難場所 小・中学校・<u>一部の高等学校</u>のグラウンド (地震の揺れ<u>に対する</u>指定緊急避難場所)</td> </tr> <tr> <td>・有毒ガス等の危険物質の流出により避難をするとき</td> <td>広域指定避難場所</td> </tr> <tr> <td>・津波警報の発表により避難をするとき</td> <td>・津波浸水想定区域外 ・津波浸水想定区域外が遠い場合や時間に余裕がない場合は、津波避難ビル（津波<u>に対する</u>指定緊急避難場所）等</td> </tr> <tr> <td>・住家の倒壊等により生活本拠地を失ったとき ・広域避難場所又は一時避難場所等における屋外避難が長時間に及び宿泊を要するとき</td> <td>指定避難場所</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) ～ (5) 略</p>	避難対象地域（避難対象地区付近（ <u>14</u> 局））及び津波注意地域（対策計画作成区域付近（ <u>8</u> 局））		略	略	避難の理由	避難先	・火災の拡大により避難をするとき	広域避難場所 (大規模な火事 <u>に対する</u> 指定緊急避難場所)	・余震やがけくずれ等の地変等により避難をするとき	広域避難場所 一時避難場所 小・中学校・ <u>一部の高等学校</u> のグラウンド (地震の揺れ <u>に対する</u> 指定緊急避難場所)	・有毒ガス等の危険物質の流出により避難をするとき	広域指定避難場所	・津波警報の発表により避難をするとき	・津波浸水想定区域外 ・津波浸水想定区域外が遠い場合や時間に余裕がない場合は、津波避難ビル（津波 <u>に対する</u> 指定緊急避難場所）等	・住家の倒壊等により生活本拠地を失ったとき ・広域避難場所又は一時避難場所等における屋外避難が長時間に及び宿泊を要するとき	指定避難場所	<p>時点修正</p> <p>表記の整理</p>
避難対象地域（避難対象地区付近（ <u>5</u> 局））及び津波注意地域（対策計画作成区域付近（ <u>10</u> 局））																																				
略	略																																			
避難の理由	避難先																																			
・火災の拡大により避難をするとき	広域避難場所 (大規模な火事 <u>の</u> 指定緊急避難場所)																																			
・余震やがけくずれ等の地変等により避難をするとき	広域避難場所 一時避難場所 小・中学校（ <u>追加</u> ）のグラウンド (地震の揺れ <u>の</u> 指定緊急避難場所)																																			
・有毒ガス等の危険物質の流出により避難をするとき	広域指定避難場所																																			
・津波警報の発表により避難をするとき	・津波浸水想定区域外 ・津波浸水想定区域外が遠い場合や時間に余裕がない場合は、津波避難ビル（津波 <u>の</u> 指定緊急避難場所）等																																			
・住家の倒壊等により生活本拠地を失ったとき ・広域避難場所又は一時避難場所等における屋外避難が長時間に及び宿泊を要するとき	指定避難場所																																			
避難対象地域（避難対象地区付近（ <u>14</u> 局））及び津波注意地域（対策計画作成区域付近（ <u>8</u> 局））																																				
略	略																																			
避難の理由	避難先																																			
・火災の拡大により避難をするとき	広域避難場所 (大規模な火事 <u>に対する</u> 指定緊急避難場所)																																			
・余震やがけくずれ等の地変等により避難をするとき	広域避難場所 一時避難場所 小・中学校・ <u>一部の高等学校</u> のグラウンド (地震の揺れ <u>に対する</u> 指定緊急避難場所)																																			
・有毒ガス等の危険物質の流出により避難をするとき	広域指定避難場所																																			
・津波警報の発表により避難をするとき	・津波浸水想定区域外 ・津波浸水想定区域外が遠い場合や時間に余裕がない場合は、津波避難ビル（津波 <u>に対する</u> 指定緊急避難場所）等																																			
・住家の倒壊等により生活本拠地を失ったとき ・広域避難場所又は一時避難場所等における屋外避難が長時間に及び宿泊を要するとき	指定避難場所																																			

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>2 移送 避難者が自力で避難できない場合及び遠隔地の<u>指定避難所</u>へ早急に避難させるため必要と認められる場合は、車両・舟艇等により避難者を移送する。</p> <p><u>第3 (追加)</u></p> <p><u>第3 指定避難所の開設及び管理運営</u></p> <p>1 指定避難所の開設 災害により住家の被害を受けた者等を一時滞在させるため、区本部長はすみやかに必要な指定避難所を開設し、区本部から所要の人数の職員を当該指定避難所</p>	<p>2 移送 避難者が自力で避難できない場合及び遠隔地の<u>指定緊急避難場所</u>へ早急に避難させるため必要と認められる場合は、車両・舟艇等により避難者を移送する。</p> <p><u>第3 指定緊急避難場所の開設及び管理運営</u></p> <p><u>1 指定緊急避難場所</u> 地震発生時、次の場合で避難が必要な住民は、<u>指定緊急避難場所（括弧内）へ避難する。</u></p> <p><u>(1) 地震の揺れ（公立小・中・一部の高等学校等のグラウンド、広域避難場所、一時避難場所）</u> 震度5強以上の地震が発生した場合は、<u>市立小中学校等の施設管理者等はグラウンドを指定緊急避難場所として開放する。</u></p> <p><u>(2) 津波（津波避難ビル）</u> 伊勢三河湾に大津波警報が発表された等で、<u>浸水想定区域外又は高台へ避難する時間がない場合に避難する施設</u></p> <p><u>(3) 大規模な火事（広域避難場所）</u></p> <p><u>(4) 土砂災害（土砂災害警戒区域にない市立小中学校等に限る）</u></p> <p><u>第4 指定避難所の開設及び管理運営</u></p> <p>1 指定避難所の開設 <u>災害の恐れがなくなった（軽減した）後、住家が被災して帰宅できない避難者が発生した場合、それらの者等を一時滞在させるため、区本部長はすみやかに必</u></p>	<p>指定緊急避難場所の条項の追加に伴う表記の整備</p> <p>表記の整理</p>



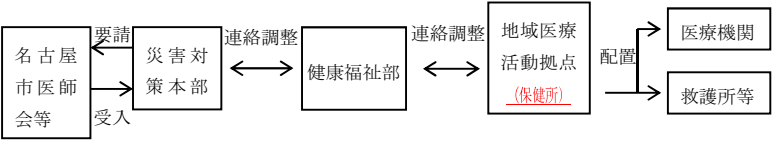
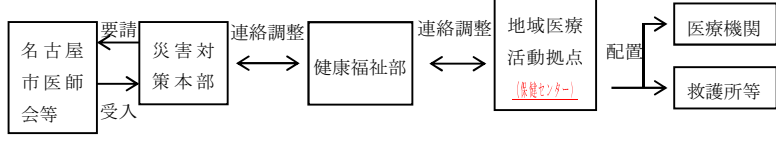
連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>へ派遣する。</p> <p>なお、指定避難所の開設期間は、原則として7日以内とする。ただし、本部長は必要に応じて、区本部長の意見を聞き、必要最小限度の期間を延長することができる。また、施設の使用にあたっては、施設管理者（市立学校等については近隣協力員を含む。）と緊密な連絡をとるとともに<u>応急危険度判定による</u>安全度の確認などの措置をとり、施設の管理保全に十分留意する。</p> <p><u>(1) 市立の小・中学校については、震度5強以上の地震が発生した場合、グラウンドを自動開設する。</u></p> <p><u>(2)</u> 区本部長は、指定避難所の施設管理者等に連絡をとり、市職員、施設管理者又は災害救助地区本部委員により避難所施設の安全性が確認され次第、<u>避難所</u>を開設する。なお、その際、災害救助地区本部長等への情報提供などについても、遺漏の無いよう連絡するものとする。また、避難所施設の安全確認の結果により、必要な場合は応急危険度判定士の派遣を災害対策本部に要請するものとする。</p> <p><u>(3)</u> 災害救助地区本部長及び施設管理者は、避難者の受入れ及び状況把握をする。なお、避難所の指定を受けた市の施設の施設管理者である外郭団体・指定管理者は、施設管理に関する契約・協定等に避難所運営等に関して特別の定めがある場合（区本部からの派遣職員の到着の有無に関わらず、避難者の受入れ及び状況把握を行う等）は、その定めるところに</p>	<p>要な指定避難所を開設し、区本部から所要の人数の職員を当該指定避難所へ派遣する。</p> <p>なお、指定避難所の開設期間は、原則として7日以内とする。ただし、本部長は必要に応じて、区本部長の意見を聞き、必要最小限度の期間を延長することができる。また、施設の使用にあたっては、施設管理者（市立学校等については近隣協力員を含む。）と緊密な連絡をとるとともに<u>(削除)</u>安全度の確認などの措置をとり、施設の管理保全に十分留意する。</p> <p><u>(1) (削除)</u></p> <p><u>(1)</u> 区本部長は、指定避難所の施設管理者等に連絡をとり、市職員、施設管理者又は災害救助地区本部委員により避難所施設の安全性が確認され次第、<u>指定避難所</u>を開設する。なお、その際、災害救助地区本部長等への情報提供などについても、遺漏の無いよう連絡するものとする。また、避難所施設の安全確認の結果により、必要な場合は応急危険度判定士の派遣を災害対策本部に要請するものとする。</p> <p><u>(2)</u> 災害救助地区本部長及び施設管理者は、避難者の受入れ及び状況把握をする。なお、避難所の指定を受けた市の施設の施設管理者である外郭団体・指定管理者は、施設管理に関する契約・協定等に避難所運営等に関して特別の定めがある場合（区本部からの派遣職員の到着の有無に関わらず、避難者の受入れ及び状況把握を行う等）は、その定めるところに</p>	<p>指定緊急避難場所の条項の追加に伴う整理</p>



連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>より行うものとする。</p> <p><u>(4) (3)</u>に掲げる場合を除き、開設した指定避難所における避難者の受入及び状況把握は、災害救助地区本部長、施設管理者 <u>(追加)</u> 及び区本部からの派遣職員が協力して行う。</p> <p>2 指定避難所の管理運営</p> <p>指定避難所は、<u>災害救助地区本部からの指示を受けて</u>、避難者の中から代表管理者を選任し、代表管理者の指揮のもと避難所管理組織を確立し自主運営する。</p> <p>区本部長は、開設した指定避難所に区本部職員を派遣し、災害救助地区本部及び施設管理者の協力のもと避難者による自主運営を支援し、避難者の保護にあたる。</p> <p>(1) 管理組織の整備</p> <p>ア <u>災害救助地区本部からの指示を受けて</u>、避難者の中から代表管理者を選任する。</p> <p>イ 略</p> <p>(2) ～ (3) 略</p> <p>(4) <u>指定避難所外避難者</u>への対応</p> <p>在宅や車中及びテントなど指定された避難所以外に避難する者の避難者数等の把握に努めるとともに、車中泊避難者等のエコノミークラス症候群などの予防のための必要な支援を実施する。</p> <p><u>第4</u> 避難状況等の報告</p>	<p>より行うものとする。</p> <p><u>(3) (2)</u>に掲げる場合を除き、開設した指定避難所における避難者の受入及び状況把握は、災害救助地区本部長、施設管理者、<u>避難所管理組織</u>及び区本部からの派遣職員が協力して行う。</p> <p>2 指定避難所の管理運営</p> <p>指定避難所は、<u>(削除)</u> 避難者の中から代表管理者を選任し、代表管理者の指揮のもと避難所管理組織を確立し自主運営する。</p> <p>区本部長は、開設した指定避難所に区本部職員を派遣し、災害救助地区本部及び施設管理者の協力のもと避難者による自主運営を支援し、避難者の保護にあたる。</p> <p>(1) 管理組織の整備</p> <p>ア <u>(削除)</u> 避難者の中から代表管理者を選任する。</p> <p>イ 略</p> <p>(2) ～ (3) 略</p> <p>(4) <u>避難所外避難者</u>への対応</p> <p>在宅や車中及びテントなど指定された避難所以外に避難する者の避難者数等の把握に努めるとともに、車中泊避難者等のエコノミークラス症候群などの予防のための必要な支援を実施する。</p> <p><u>第5</u> 避難状況等の報告</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>略</p> <p><b>第5</b> 避難所の解消</p> <p>略</p> <p><b>第6</b> 警戒区域の設定</p> <p>略</p> <p><b>第7</b> 帰宅困難者対策</p> <p>略</p> <p><b>第8</b> 広域一時滞在に係る協議</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p><b>第6</b> 避難所の解消</p> <p>略</p> <p><b>第7</b> 警戒区域の設定</p> <p>略</p> <p><b>第8</b> 帰宅困難者対策</p> <p>略</p> <p><b>第9</b> 広域一時滞在に係る協議</p> <p>略</p>	
53	178	<p>第14節 医療救護・保健衛生</p> <p><b>【 医 療 救 護 】</b></p> <p><b>第1 救護班の編成</b></p> <p>災害時における医療・助産・保健救護活動を実施するため、次により救護班を編成する。健康福祉部は、各機関による救護班の編成状況を総括し、調整を行う。</p> <p>1 救護班の編成</p> <p>(1) 市の機関による救護班</p> <p>災害発生時は、直ちに次の救護班を編成する。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 区本部<b>保健所班</b>は、保健救護班を編成し、傷病者の応急措置などの保健救護活動を行う。保健救護班の構成は、保健師等の職員により編成する。</p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>第14節 医療救護・保健衛生</p> <p><b>【 医 療 救 護 】</b></p> <p><b>第1 救護班の編成</b></p> <p>災害時における医療・助産・保健救護活動を実施するため、次により救護班を編成する。健康福祉部は、各機関による救護班の編成状況を総括し、調整を行う。</p> <p>1 救護班の編成</p> <p>(1) 市の機関による救護班</p> <p>災害発生時は、直ちに次の救護班を編成する。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 区本部<b>保健センター班</b>は、保健救護班を編成し、傷病者の応急措置などの保健救護活動を行う。保健救護班の構成は、保健師等の職員により編成する。</p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>組織改正に伴う修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>(3) 応援救護班 被害が甚大であり救護班が不足する場合は、本部長は、愛知県知事及び他都市に対し、応援救護班の派遣要請を行う。</p>  <p>(4) 略 2 略</p> <p>第2 救護 1 救護活動 健康福祉部長は、市域全体の救護活動を調整し、区本部<u>保健所班長 (保健所長)</u>からの要請に基づき、救護班を配置する。被害状況に応じて、他の機関による救護班や応援救護班を配置する。 区本部<u>保健所班長 (保健所長)</u>は、区内の医療・助産・保健救護活動に関して救護班を指揮する。被害状況により救護班が不足する場合には、健康福祉部長に対し、救護班の追加配置について要請する。 2 救護所の設置 区本部<u>保健所班長 (保健所長)</u>は、区本部長及び消防隊長と協議し、指定避難所その他必要と認める場所に救護所を設置するとともに、状況に応じ巡回救護を行う。 なお、発災直後、医療・助産・保健救護活動の体制</p>	<p>(3) 応援救護班 被害が甚大であり救護班が不足する場合は、本部長は、愛知県知事及び他都市に対し、応援救護班の派遣要請を行う。</p>  <p>(4) 略 2 略</p> <p>第2 救護 1 救護活動 健康福祉部長は、市域全体の救護活動を調整し、区本部<u>保健センター班長 (保健センター所長)</u>からの要請に基づき、救護班を配置する。被害状況に応じて、他の機関による救護班や応援救護班を配置する。 区本部<u>保健センター班長 (保健センター所長)</u>は、区内の医療・助産・保健救護活動に関して救護班を指揮する。被害状況により救護班が不足する場合には、健康福祉部長に対し、救護班の追加配置について要請する。 2 救護所の設置 区本部<u>保健センター班長 (保健センター所長)</u>は、区本部長及び消防隊長と協議し、指定避難所その他必要と認める場所に救護所を設置するとともに、状況に応じ巡回救護を行う。</p>	<p>組織改正に伴う修正</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>が整うまでの間、消防隊長は救急隊員をもって応急的な救護所を設置する。</p>	<p>なお、発災直後、医療・助産・保健救護活動の体制が整うまでの間、消防隊長は救急隊員をもって応急的な救護所を設置する。</p>	
		<p>3 ～ 4 略</p>	<p>3 ～ 4 略</p>	
		<p>第3 医療・助産機関の被災状況の把握及び周知 区本部<u>保健所班</u>は、円滑な医療救護を実施するため、医療・助産機関の被災状況等の把握を行う。</p>	<p>第3 医療・助産機関の被災状況の把握及び周知 区本部<u>保健センター班</u>は、円滑な医療救護を実施するため、医療・助産機関の被災状況等の把握を行う。</p>	<p>組織改正に伴う修正</p>
		<p>1 ～ 2 略</p>	<p>1 ～ 2 略</p>	
		<p>3 伝達・周知 区本部<u>保健所班</u>は、収集した医療・助産機関の情報を健康福祉部に報告するほか、救護班、消防隊、警察等にその情報を提供する。また、管内の災害拠点病院等が被災等により広域災害・救急医療情報システムに入力できない場合には、代行入力を行う。</p>	<p>3 伝達・周知 区本部<u>保健センター班</u>は、収集した医療・助産機関の情報を健康福祉部に報告するほか、救護班、消防隊、警察等にその情報を提供する。また、管内の災害拠点病院等が被災等により広域災害・救急医療情報システムに入力できない場合には、代行入力を行う。</p>	
		<p>また、区本部<u>保健所班</u>は、避難所等において、救護所や医療機関等の診療場所、診療科、診療時間等の情報を市民に対し提供する。</p>	<p>また、区本部<u>保健センター班</u>は、避難所等において、救護所や医療機関等の診療場所、診療科、診療時間等の情報を市民に対し提供する。</p>	
		<p>4 総括部の情報 総括部が把握した医療機関の収容体制等については、健康福祉部より区本部<u>保健所班</u>に情報提供する。</p>	<p>4 総括部の情報 総括部が把握した医療機関の収容体制等については、健康福祉部より区本部<u>保健センター班</u>に情報提供する。</p>	
		<p>第5 医薬品・衛生材料等の調達及び供給</p>	<p>第5 医薬品・衛生材料等の調達及び供給</p>	<p>組織改正に伴う修正</p>
		<p>1 医薬品・衛生材料等の調達 (1) 救護班及び救護所等</p>	<p>1 医薬品・衛生材料等の調達 (1) 救護班及び救護所等</p>	

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>災害直後、救護班等はそれぞれが備蓄する医薬品・衛生材料等を使用する。医薬品・衛生材料等が不足する場合には、地域医療活動拠点 <u>(保健所)</u> に対し、供給の要請を行う。</p> <p>(2) 地域医療活動拠点 <u>(保健所)</u></p> <p>救護班等から医薬品・衛生材料等の供給要請を受けた地域医療活動拠点 <u>(保健所)</u> は、医薬品等供給業者に対し、供給を依頼する。医薬品・衛生材料等を調達できない場合には、健康福祉部長に対し、供給の要請を行う。</p> <p>(3) 市災害対策本部</p> <p>ア 略</p> <p>イ 健康福祉部長は、地域医療活動拠点 <u>(保健所)</u> から医薬品・衛生材料等の供給要請を受けた場合には港防災センターに備蓄する医薬品・衛生材料等を使用する。</p> <p>ウ～エ 略</p> <p>(4) 略</p> <p>2 医薬品・衛生材料等の供給</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 医薬品・衛生材料等の搬送</p> <p>健康福祉部長は、医薬品・衛生材料等の輸送計画を立て供給センターから医療機関、地域医療活動拠点 <u>(保健所)</u>、救護所等への輸送を効率的に行う。搬送に関しては、運送業者及びボランティアの協力を得て迅速に搬送する。</p>	<p>災害直後、救護班等はそれぞれが備蓄する医薬品・衛生材料等を使用する。医薬品・衛生材料等が不足する場合には、地域医療活動拠点 <u>(保健センター)</u> に対し、供給の要請を行う。</p> <p>(2) 地域医療活動拠点 <u>(保健センター)</u></p> <p>救護班等から医薬品・衛生材料等の供給要請を受けた地域医療活動拠点 <u>(保健センター)</u> は、医薬品等供給業者に対し、供給を依頼する。医薬品・衛生材料等を調達できない場合には、健康福祉部長に対し、供給の要請を行う。</p> <p>(3) 市災害対策本部</p> <p>ア 略</p> <p>イ 健康福祉部長は、地域医療活動拠点 <u>(保健センター)</u> から医薬品・衛生材料等の供給要請を受けた場合には港防災センターに備蓄する医薬品・衛生材料等を使用する。</p> <p>ウ～エ 略</p> <p>(4) 略</p> <p>2 医薬品・衛生材料等の供給</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 医薬品・衛生材料等の搬送</p> <p>健康福祉部長は、医薬品・衛生材料等の輸送計画を立て供給センターから医療機関、地域医療活動拠点 <u>(保健センター)</u>、救護所等への輸送を効率的に行う。搬送に関しては、運送業者及びボランティアの協力を得て迅速に搬送する。</p>	

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>(4) 地域医療活動拠点 <u>(保健所)</u> における医薬品・衛生材料等の供給活動</p> <p>被害地域が広範囲にわたる場合は、地域医療活動拠点 <u>(保健所)</u> を中継所として、医療機関、救護所等へ医薬品、衛生材料等の供給を行う。</p> <p>3 血液製剤の確保</p> <p>平常時と同様に医療機関と血液センターの間で血液製剤の供給が行われている場合は、災害時であってもそれを優先する。</p> <p>血液センターの被災等により血液製剤の確保が困難な場合は、健康福祉部長は速やかに愛知県医薬安全課に対し血液製剤の供給を依頼する。</p>	<p>(4) 地域医療活動拠点 <u>(保健センター)</u> における医薬品・衛生材料等の供給活動</p> <p>被害地域が広範囲にわたる場合は、地域医療活動拠点 <u>(保健センター)</u> を中継所として、医療機関、救護所等へ医薬品、衛生材料等の供給を行う。</p> <p>3 血液製剤の確保</p> <p>平常時と同様に医療機関と血液センターの間で血液製剤の供給が行われている場合は、災害時であってもそれを優先する。</p> <p>血液センターの被災等により血液製剤の確保が困難な場合は、健康福祉部長は速やかに愛知県医薬安全課に対し血液製剤の供給を依頼する。</p>	<p>組織改正に伴う修正</p>



連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>【保健衛生】</p> <p>地震災害が発生した場合において、感染症のまん延を防止し、食品等の衛生を確保し、逃走動物による危害を防止するため、震災時における迅速かつ効果的な応急対策活動、感染症予防及び保健衛生活動について定め、市民の健康の維持と安全の確保を図る。</p> <p>第1 感染症予防</p> <p>ライフラインの寸断による生活環境の悪化を原因とする感染症の発生や指定避難所における集団発生を防ぐため、次の班を編成し震災時における感染症予防活動を実施する。</p> <p>1 区本部<u>保健所班</u></p> <p>(1) ～ (5) 略</p> <p>2 ～ 3 略</p> <p>第2 保健衛生</p> <p>区本部<u>保健所班</u>は、指定避難所や被災家庭での生活の長期化による健康障害を予防するため、保健師、精神保健福祉相談員、歯科衛生士、管理栄養士などの職員を組み合わせ目的に応じた保健救護班を編成し、震災時における保健衛生活動を実施する。</p> <p>区本部<u>保健所班長（保健所長）</u>は、保健救護班を指揮する。被害状況による保健救護班が不足する場合には、健康福祉部長に対し、保健救護班の追加配置について要請する。</p>	<p>【保健衛生】</p> <p>地震災害が発生した場合において、感染症のまん延を防止し、食品等の衛生を確保し、逃走動物による危害を防止するため、震災時における迅速かつ効果的な応急対策活動、感染症予防及び保健衛生活動について定め、市民の健康の維持と安全の確保を図る。</p> <p>第1 感染症予防</p> <p>ライフラインの寸断による生活環境の悪化を原因とする感染症の発生や指定避難所における集団発生を防ぐため、次の班を編成し震災時における感染症予防活動を実施する。</p> <p>1 区本部<u>保健センター班</u></p> <p>(1) ～ (5) 略</p> <p>2 ～ 3 略</p> <p>第2 保健衛生</p> <p>区本部<u>保健センター班</u>は、指定避難所や被災家庭での生活の長期化による健康障害を予防するため、保健師、精神保健福祉相談員、歯科衛生士、管理栄養士などの職員を組み合わせ目的に応じた保健救護班を編成し、震災時における保健衛生活動を実施する。</p> <p>区本部<u>保健センター班長（保健センター所長）</u>は、保健救護班を指揮する。被害状況による保健救護班が不足する場合には、健康福祉部長に対し、保健救護班の追加配置について要請する。</p>	<p>組織改正に伴う修正</p> <p>組織改正に伴う修正</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>健康福祉部長は、市域全体の保健衛生活動を調整し、<u>区本部保健所班長（保健所長）</u>からの要請に基づき、保健救護班を配置する。</p> <p>1 略</p> <p>2 精神医療救護活動</p> <p>(1) 愛知県精神科病院協会・愛知精神神経科診療所協会と連絡調整し、市内精神科医療機関の被災状況及び診療応需体制等を把握し、<u>保健所</u>など各関係機関へ情報提供等を行うことにより、精神障害者の治療継続を図る。</p> <p>(2) ～ (5) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 栄養相談・指導</p> <p>被災者の指定避難所や災害被災家庭での生活の長期化による栄養状態の不良を防ぐため、必要に応じ食生活の相談指導等<u>を行う。</u></p> <p>5 略</p> <p>第3 食品衛生</p> <p>避難生活者等の食中毒を防止するなど食品の安全の確保を図るため、食品製造施設等の監視指導及び緊急食品等の衛生指導を実施する。</p> <p>1 区本部<u>保健所班</u></p> <p>(1) ～(5) 略</p>	<p>健康福祉部長は、市域全体の保健衛生活動を調整し、<u>区本部保健センター班長（保健センター所長）</u>からの要請に基づき、保健救護班を配置する。</p> <p>1 略</p> <p>2 精神医療救護活動</p> <p>(1) 愛知県精神科病院協会・愛知精神神経科診療所協会と連絡調整し、市内精神科医療機関の被災状況及び診療応需体制等を把握し、<u>保健センター</u>など各関係機関へ情報提供等を行うことにより、精神障害者の治療継続を図る。</p> <p>(2) ～ (5) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 栄養相談・指導</p> <p>被災者の指定避難所や災害被災家庭での生活の長期化による栄養状態の不良を防ぐため、必要に応じ食生活の相談指導等<u>のほか、食物アレルギー等の食品にも配慮する。</u></p> <p>5 略</p> <p>第3 食品衛生</p> <p>避難生活者等の食中毒を防止するなど食品の安全の確保を図るため、食品製造施設等の監視指導及び緊急食品等の衛生指導を実施する。</p> <p>1 区本部<u>保健センター班</u></p> <p>(1) ～(5) 略</p>	<p>組織改正に伴う修正</p> <p>表記の整理</p> <p>組織改正に伴う修正</p>



地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>第4 逃走動物による危害の防止及び動物の救護 健康福祉部は、動物愛護センター班及び区本部<u>保健所班</u>との連携により、震災時における逃走動物（犬、特定動物）による危害を防止し、市民の安全を確保するとともに、名古屋市獣医師会の応援協力も得て、動物の救護も行う。 1～4 略</p> <p>第5 略</p>	<p>第4 逃走動物による危害の防止及び動物の救護 健康福祉部は、動物愛護センター班及び区本部<u>保健センター班</u>との連携により、震災時における逃走動物（犬、特定動物）による危害を防止し、市民の安全を確保するとともに、名古屋市獣医師会の応援協力も得て、動物の救護も行う。 1～4 略</p> <p>第5 略</p>	
54	188	<p>第15節 輸送・道路等応急対策 【 輸 送 】 第1 車両等の調達 1～2 略。 3 経理部 各部・区本部から調達依頼を受けた場合及び本部幹事会議から調達の指示があった場合は、経理部は次のように集中調達する。 (1) 乗合自動車――→交通部及び民間各社から調達する。 (2) 貨物自動車――→<u>愛知県トラック協会及び日本通運株式会社名古屋支店から運送協定に基づき調達する。</u> (3) 舟艇・ボート――→借上げにより調達する。 (4) 船舶――→名古屋港管理組合から調達する。</p>	<p>第15節 輸送・道路等応急対策 【 輸 送 】 第1 車両等の調達 1～2 略。 3 経理部 各部・区本部から調達依頼を受けた場合及び本部幹事会議から調達の指示があった場合は、経理部は次のように集中調達する。 (1) 乗合自動車――→交通部及び民間各社から調達する。 (2) 貨物自動車――→<u>愛知県トラック協会、日本通運株式会社名古屋支店及び佐川急便株式会社中京支店から運送協定に基づき調達する。</u> (3) 舟艇・ボート――→借上げにより調達する。 (4) 船舶――→名古屋港管理組合から調達する。</p>	佐川急便との覚書締結に伴う修正

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>(5) 航空機————→航空会社から調達する。                      (1)、(2)の計画により調達しても、なお所要車両が不足する場合は、中部運輸局長と協議して、緊急輸送に必要な車両を確保する。</p> <p>第2～第4 略</p>	<p>(5) 航空機————→航空会社から調達する。                      (1)、(2)の計画により調達しても、なお所要車両が不足する場合は、中部運輸局長と協議して、緊急輸送に必要な車両を確保する。</p> <p>第2～第4 略</p>	
55	198	<p>第16節 食品・生活必需品等の供給                      第1～第2 略                      第3 物資の供給体制</p> <p>物資の供給は、発災直後から始まり、電気・ガス・水道といったライフラインの復旧、避難所の解消等、被災の規模によっては長期にわたる場合も予想される。その間の様々な状況の変化に迅速かつ的確に対応した物資の調達及び供給を行うために、災害発生後ただちに健康福祉部は子ども青少年部、経理部、市民経済部 <u>(追加)</u> とともに物資班を組織し、区本部と連携をとって被災者への物資の供給に関する次のような任務を遂行するものとする。</p> <p>1 市本部物資班及び区本部の任務</p>	<p>第16節 食品・生活必需品等の供給                      第1～第2 略                      第3 物資の供給体制</p> <p>物資の供給は、発災直後から始まり、電気・ガス・水道といったライフラインの復旧、避難所の解消等、被災の規模によっては長期にわたる場合も予想される。その間の様々な状況の変化に迅速かつ的確に対応した物資の調達及び供給を行うために、災害発生後ただちに健康福祉部は子ども青少年部、経理部、市民経済部、<u>観光文化交流部</u> とともに物資班を組織し、区本部と連携をとって被災者への物資の供給に関する次のような任務を遂行するものとする。</p> <p>1 市本部物資班及び区本部の任務</p>	<p>物資班の見直しに伴う修正</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>担当部</th> <th>分担任務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">市本部 物資班</td> <td>健康福祉部</td> <td>1 必要な物資に関する情報の集約 2 備蓄物資の在庫の管理と放出 3 緊急物資集配拠点の管理運営</td> </tr> <tr> <td>子ども青少年部</td> <td>1 要請のあった物資の調達の実施 2 救援物資の受入れ及び供給の実施 3 緊急物資集配拠点の管理運営</td> </tr> <tr> <td>経理部</td> <td>1 物資の輸送方法に関する総合調整 2 緊急物資集配拠点の管理運営</td> </tr> <tr> <td>市民経済部</td> <td>1 要請のあった物資の調達の実施 2 緊急物資集配拠点の管理運営</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>1 (追加) 2 (追加)</td> </tr> <tr> <td>区本部</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 物資の供給フロー 物資が被災者まで供給される基本的フローは次のとおりとする。</p>	担当部	分担任務	市本部 物資班	健康福祉部	1 必要な物資に関する情報の集約 2 備蓄物資の在庫の管理と放出 3 緊急物資集配拠点の管理運営	子ども青少年部	1 要請のあった物資の調達の実施 2 救援物資の受入れ及び供給の実施 3 緊急物資集配拠点の管理運営	経理部	1 物資の輸送方法に関する総合調整 2 緊急物資集配拠点の管理運営	市民経済部	1 要請のあった物資の調達の実施 2 緊急物資集配拠点の管理運営	(追加)	1 (追加) 2 (追加)	区本部	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>担当部</th> <th>分担任務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">市本部 物資班</td> <td>健康福祉部</td> <td>1 必要な物資に関する情報の集約 2 備蓄物資の在庫の管理と放出 3 緊急物資集配拠点の管理運営</td> </tr> <tr> <td>子ども青少年部</td> <td>1 要請のあった物資の調達の実施 2 救援物資の受入れ及び供給の実施 3 緊急物資集配拠点の管理運営</td> </tr> <tr> <td>経理部</td> <td>1 物資の輸送方法に関する総合調整 2 緊急物資集配拠点の管理運営</td> </tr> <tr> <td>市民経済部</td> <td>1 要請のあった物資の調達の実施 2 緊急物資集配拠点の管理運営</td> </tr> <tr> <td>観光文化交流局</td> <td>1 外国からの救援物資の受け入れの実施 2 緊急物資集配拠点の管理運営</td> </tr> <tr> <td>区本部</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 物資の供給フロー 物資が被災者まで供給される基本的フローは次のとおりとする。</p>	担当部	分担任務	市本部 物資班	健康福祉部	1 必要な物資に関する情報の集約 2 備蓄物資の在庫の管理と放出 3 緊急物資集配拠点の管理運営	子ども青少年部	1 要請のあった物資の調達の実施 2 救援物資の受入れ及び供給の実施 3 緊急物資集配拠点の管理運営	経理部	1 物資の輸送方法に関する総合調整 2 緊急物資集配拠点の管理運営	市民経済部	1 要請のあった物資の調達の実施 2 緊急物資集配拠点の管理運営	観光文化交流局	1 外国からの救援物資の受け入れの実施 2 緊急物資集配拠点の管理運営	区本部	略	<p>物資班の見直しによる修正</p> <p>名古屋市大規模災害受援計画策定による整備</p>
担当部	分担任務																																	
市本部 物資班	健康福祉部	1 必要な物資に関する情報の集約 2 備蓄物資の在庫の管理と放出 3 緊急物資集配拠点の管理運営																																
	子ども青少年部	1 要請のあった物資の調達の実施 2 救援物資の受入れ及び供給の実施 3 緊急物資集配拠点の管理運営																																
	経理部	1 物資の輸送方法に関する総合調整 2 緊急物資集配拠点の管理運営																																
	市民経済部	1 要請のあった物資の調達の実施 2 緊急物資集配拠点の管理運営																																
	(追加)	1 (追加) 2 (追加)																																
区本部	略																																	
担当部	分担任務																																	
市本部 物資班	健康福祉部	1 必要な物資に関する情報の集約 2 備蓄物資の在庫の管理と放出 3 緊急物資集配拠点の管理運営																																
	子ども青少年部	1 要請のあった物資の調達の実施 2 救援物資の受入れ及び供給の実施 3 緊急物資集配拠点の管理運営																																
	経理部	1 物資の輸送方法に関する総合調整 2 緊急物資集配拠点の管理運営																																
	市民経済部	1 要請のあった物資の調達の実施 2 緊急物資集配拠点の管理運営																																
	観光文化交流局	1 外国からの救援物資の受け入れの実施 2 緊急物資集配拠点の管理運営																																
区本部	略																																	

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>第4 物資の調達方法</p> <p>1 略</p> <p>2 物資班</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 供給協定締結業者等からの調達によっても、さらに物資が不足する場合は、他都市との応援協定に基づき必要物資の調達を要請する。</u></p> <p><u>(3) 食品の調達にあつては、道路の混乱等が沈静化し供給先の対応が可能となった時点で、供給先と調整を行い、区本部から供給先へ日々直接発注し、各避難所へ輸送する体制を整える。</u></p> <p>第5 物資の輸送及び緊急物資集配拠点</p> <p>1 略</p> <p>2 緊急物資集配拠点</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 物資の仕分け、在庫管理、指定避難所への輸送等は<u>愛知県トラック協会及び日本通運株式会社名古屋支店</u>やボランティアの協力を得て実施するものとする。</p> <p>なお、地域防災拠点(小学校)、区本部、物資班、緊急物資集配拠点の間をパソコンネットワークで結び、物資の管理を行えるような体制整備を検討する。</p> <p>3 略</p>	<p>第4 物資の調達方法</p> <p>1 略</p> <p>2 物資班</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) (削除)</u></p> <p><u>(2) 食品の調達にあつては、道路の混乱等が沈静化し供給先の対応が可能となった時点で、供給先と調整を行い、区本部から供給先へ日々直接発注し、各避難所へ輸送する体制を整える。</u></p> <p>第5 物資の輸送及び緊急物資集配拠点</p> <p>1 略</p> <p>2 緊急物資集配拠点</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 物資の仕分け、在庫管理、指定避難所への輸送等は<u>愛知県トラック協会、日本通運株式会社名古屋支店、佐川急便株式会社中京支店</u>やボランティアの協力を得て実施するものとする。</p> <p>なお、地域防災拠点(小学校)、区本部、物資班、緊急物資集配拠点の間をパソコンネットワークで結び、物資の管理を行えるような体制整備を検討する。</p> <p>3 略</p>	<p>佐川急便との覚書 締結による修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>第6 <u>国への支援要請</u></p> <p>1 物資の調達要請 供給すべき物資が不足し、調達する必要があるときは、物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）に対し、又は非常本部等（非常災害対策本部又は緊急災害対策本部）に対し、物資の調達を要請するものとする。<u>(追加)</u></p> <p>2 略</p> <p>第8 救援物資の受入れ 災害が発生すると、全国及び外国から多くの救援物資が寄せられることが予想されるため、その受入れ体制を整え、救援物資を必要とする被災者のもとに迅速に配布するものとする。</p> <p>1 受付 (1) 物資班は被災者あてに送られる救援物資の受付・供給を担当し、救援・救助活動に直接必要とされる物資については、関係部が該当物資の受入れ・活用を行う。 <u>また、外国からの物資の受入れについては、観光</u></p>	<p>第6 <u>国、愛知県、他都市への支援要請</u></p> <p>1 物資の調達要請 供給すべき物資が不足し、調達する必要があるときは、物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）に対し、又は非常本部等（非常災害対策本部又は緊急災害対策本部）に対し、物資の調達を要請するものとする。<u>また、愛知県に対し物資の調達要請をするほか、他都市との応援協定に基づき必要物資の調達を要請する。</u> <u>国、愛知県、他都市との連絡調整は、受援班が設置された場合においては、受援班が行う。</u></p> <p>2 略</p> <p>第8 救援物資の受入れ 災害が発生すると、全国及び外国から多くの救援物資が寄せられることが予想されるため、その受入れ体制を整え、救援物資を必要とする被災者のもとに迅速に配布するものとする。</p> <p>1 受付 (1) 物資班は被災者あてに送られる救援物資の受付・供給を担当し、救援・救助活動に直接必要とされる物資については、関係部が該当物資の受入れ・活用を行う。 <u>(削除)</u></p>	<p>名古屋市大規模災害受援計画策定に伴い表記の整理</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>文化交流部観光交流班と物資班が連携をとって実施する。</u></p> <p>(2) ～ (5) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(2) ～ (5) 略</p> <p>2 略</p>	<p>表記の整理</p>
56	207	<p>第18節 遺体の捜索、処理及び火葬</p> <p>第1 遺体の捜索・収容</p> <p>1 ～ 3 略</p> <p>4 遺体の捜索・収容の方法</p> <p>行方不明者又は死者が多数発生した場合の捜索及び遺体収容は、捜索収容班が警察、海上保安部、自衛隊、消防団及び災害救助地区本部等の協力を得て実施する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 捜索収容班は、遺体を発見し又は遺体のある場所へ到着したときは次のとおり処理する。</p> <p>ア 所轄警察署、海上保安部及び区本部<u>保健所班</u>へ連絡して調査（検視）及び検案の要請を行う。ただし、現場で調査（検視）・検案を受けることが困難なときは、遺体安置所へ搬送した後に調査（検視）・検案を受けなければならない。なお犯罪に起因する死亡の疑いのある遺体は、警察官又は海上保安官から引渡しを受けるまで収容しない。</p> <p>イ ～ ウ 略</p> <p>(3) ～ (4) 略</p> <p>第2 遺体安置所の開設及び管理運営</p> <p>1 ～ 3 略</p>	<p>第18節 遺体の捜索、処理及び火葬</p> <p>第1 遺体の捜索・収容</p> <p>1 ～ 3 略</p> <p>4 遺体の捜索・収容の方法</p> <p>行方不明者又は死者が多数発生した場合の捜索及び遺体収容は、捜索収容班が警察、海上保安部、自衛隊、消防団及び災害救助地区本部等の協力を得て実施する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 捜索収容班は、遺体を発見し又は遺体のある場所へ到着したときは次のとおり処理する。</p> <p>ア 所轄警察署、海上保安部及び区本部<u>保健センター班</u>へ連絡して調査（検視）及び検案の要請を行う。ただし、現場で調査（検視）・検案を受けることが困難なときは、遺体安置所へ搬送した後に調査（検視）・検案を受けなければならない。なお犯罪に起因する死亡の疑いのある遺体は、警察官又は海上保安官から引渡しを受けるまで収容しない。</p> <p>イ ～ ウ 略</p> <p>(3) ～ (4) 略</p> <p>第2 遺体安置所の開設及び管理運営</p> <p>1 ～ 3 略</p>	<p>組織改正に伴う修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>4 遺体安置所に派遣された職員は、災害救助地区本部等の協力を得て、調査（検視）・検案を実施する警察等と調整の上、次のように遺体の収容・管理を行う。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) 検案の済んでいない遺体については、区本部<u>保健所班</u>と連絡をとり検案を受ける。</p> <p>(5) ～ (9) 略</p> <p>5 略</p> <p>第3 遺体の検案</p> <p>1 検案班の編成</p> <p>災害により死者が発生し必要のある場合は、健康福祉部において検案班を編成し、調査（検視）を実施する警察等と調整の上、遺体の検案を行う。</p> <p>(1) 区本部<u>保健所班長</u>は、検案班の設置を要すると判断したとき、または、健康福祉部長の指示があったときは、検案班を設置するとともに、区内の検案活動を指揮する。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 区本部<u>保健所班長</u>は、検案班を設置したときは、所轄警察署、海上保安部及び健康福祉部健康増進班に連絡するとともに、随時、活動状況を健康福祉部健康増進班に報告する。</p> <p>(4) 区本部<u>保健所班長</u>は、検案班が設置できないとき、または不足するときは、健康福祉部長に検案班の派遣を要請する。</p> <p>(5) 検案班の派遣要請を受けたときは、健康福祉部長</p>	<p>4 遺体安置所に派遣された職員は、災害救助地区本部等の協力を得て、調査（検視）・検案を実施する警察等と調整の上、次のように遺体の収容・管理を行う。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) 検案の済んでいない遺体については、区本部<u>保健センター班</u>と連絡をとり検案を受ける。</p> <p>(5) ～ (9) 略</p> <p>5 略</p> <p>第3 遺体の検案</p> <p>1 検案班の編成</p> <p>災害により死者が発生し必要のある場合は、健康福祉部において検案班を編成し、調査（検視）を実施する警察等と調整の上、遺体の検案を行う。</p> <p>(1) 区本部<u>保健センター班長</u>は、検案班の設置を要すると判断したとき、または、健康福祉部長の指示があったときは、検案班を設置するとともに、区内の検案活動を指揮する。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 区本部<u>保健センター班長</u>は、検案班を設置したときは、所轄警察署、海上保安部及び健康福祉部健康増進班に連絡するとともに、随時、活動状況を健康福祉部健康増進班に報告する。</p> <p>(4) 区本部<u>保健センター班長</u>は、検案班が設置できないとき、または不足するときは、健康福祉部長に検案班の派遣を要請する。</p> <p>(5) 検案班の派遣要請を受けたときは、健康福祉部長</p>	<p>組織改正に伴う修正</p>



地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>は本部長に対し次の関係機関への派遣を要請し、検案班の編成を行い、要請をした<u>保健所</u>に派遣する。</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 検案班は、区本部<u>保健所班長</u>の指揮を受ける。</p> <p>2～3 略</p> <p>第4～第5 略</p> <p>第6 遺体の火葬</p> <p>1～2 略</p> <p>3 市立斎場における火葬体<u>(追加)</u>略</p>	<p>は本部長に対し次の関係機関への派遣を要請し、検案班の編成を行い、要請をした<u>保健センター</u>に派遣する。</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 検案班は、区本部<u>保健センター班長</u>の指揮を受ける。</p> <p>2～3 略</p> <p>第4～第5 略</p> <p>第6 遺体の火葬</p> <p>1～2 略</p> <p>3 市立斎場における火葬体<u>制</u>略</p>	<p>表記の整理</p>
57	213	<p>第19節 災害ごみ・し尿・災害がれき</p> <p>地震の発生により、被災地では、大量に発生した廃棄物や道路障害等により、一時的に通常の体制によるごみ処理やし尿の収集が困難となることが予想される。</p> <p>そのため、避難者等の生活環境や公衆衛生上の支障がないよう、災害ごみ・し尿・災害がれきの処理について、必要な対応を行う。</p> <p>第1 災害ごみ処理</p> <p>1 略</p> <p>2 活動要領</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 処理方法</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ 環境部の保有する車両、人員及び最大収集能力</p>	<p>第19節 災害ごみ・し尿・災害がれき</p> <p>地震の発生により、被災地では、大量に発生した廃棄物や道路障害等により、一時的に通常の体制によるごみ処理やし尿の収集が困難となることが予想される。</p> <p>そのため、避難者等の生活環境や公衆衛生上の支障がないよう、災害ごみ・し尿・災害がれきの処理について、必要な対応を行う。</p> <p>第1 災害ごみ処理</p> <p>1 略</p> <p>2 活動要領</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 処理方法</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ 環境部の保有する車両、人員及び最大収集能力</p>	



連番	頁	修正前	修正後	備考																
		<p>は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>市有・常時借上台数</th> <th>人員</th> <th>最大収集能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 回当たり</td> <td><u>359</u> 台</td> <td><u>728</u> 人 (市職員のみ)</td> <td><u>837</u> t</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 略</p> <p>第2 し尿処理</p> <p>1 計画目標</p> <p>環境部は、地震によるライフラインの被災に伴い、通常の上尿処理が困難となることが予想されることから、指定避難所で使用する災害用トイレの備蓄を進めるとともに、くみ取り式仮設トイレを設置した避難所から排出されるし尿の衛生的な処理を行う。</p> <p>2 活動要領</p> <p>(1) 略。</p> <p>(2) 災害用トイレの備蓄等</p> <p>災害発生直後に迅速に対応できるよう下水道直結式仮設トイレ、くみ取り式仮設トイレ、簡易パック式トイレ及び簡易洋式便座の備蓄を進める。</p> <p>これら備蓄する災害用トイレは、避難所等ですぐに使用できるよう、原則として避難所に保管するように努めるものとする。</p> <p>また、上下水道部は、一定数の下水道直結式仮設トイレを備蓄・保管し、区本部の要請に基づき、機動的に必要な場所に設置する。</p>		市有・常時借上台数	人員	最大収集能力	1 回当たり	<u>359</u> 台	<u>728</u> 人 (市職員のみ)	<u>837</u> t	<p>は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>市有・常時借上台数</th> <th>人員</th> <th>最大収集能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 回当たり</td> <td><u>352</u> 台</td> <td><u>707</u> 人 (市職員のみ)</td> <td><u>812</u> t</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 略</p> <p>第2 し尿処理</p> <p>1 計画目標</p> <p>環境部は、地震によるライフラインの被災に伴い、通常の上尿処理が困難となることが予想されることから、指定避難所で使用する災害用トイレの備蓄を進めるとともに、くみ取り式仮設トイレを設置した避難所から排出されるし尿の衛生的な処理を行う。</p> <p>2 活動要領</p> <p>(1) 略。</p> <p>(2) 災害用トイレの備蓄等</p> <p>災害発生直後に迅速に対応できるよう下水道直結式仮設トイレ、くみ取り式仮設トイレ、簡易パック式トイレ及び簡易洋式便座の備蓄を進める。</p> <p>これら備蓄する災害用トイレは、避難所等ですぐに使用できるよう、原則として避難所に保管するように努めるものとする。</p> <p>また、上下水道部は、一定数の下水道直結式仮設トイレを備蓄・保管し、区本部の要請に基づき、機動的に必要な場所に設置する。</p>		市有・常時借上台数	人員	最大収集能力	1 回当たり	<u>352</u> 台	<u>707</u> 人 (市職員のみ)	<u>812</u> t	<p>時点修正</p>
	市有・常時借上台数	人員	最大収集能力																	
1 回当たり	<u>359</u> 台	<u>728</u> 人 (市職員のみ)	<u>837</u> t																	
	市有・常時借上台数	人員	最大収集能力																	
1 回当たり	<u>352</u> 台	<u>707</u> 人 (市職員のみ)	<u>812</u> t																	

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>なお、本市の備蓄で不足する災害用トイレは、<u>被害の少ない地域の避難所</u>等からの移送又は他都市の支援及び協定を締結している民間事業者から調達することにより確保する。</p> <p>略</p>	<p>なお、本市の備蓄で不足する災害用トイレは、<u>備蓄倉庫</u>等からの移送又は他都市の支援及び協定を締結している民間事業者から調達することにより確保する。</p> <p>略</p>	表記の整理
58	217	<p>第20節 住宅等応急対策</p> <p>略</p> <p>第1 応急仮設住宅</p> <p>1～3 略</p> <p>4 建設用地の確保</p> <p>災害発生後、住宅都市部長は、<u>災害対策用空地利用計画</u>を踏まえ、下記の事項に留意して経理部、用地所管部と協議し、本部員会議の決定を経て、応急仮設住宅の建設用地を選定する。</p> <p>略</p>	<p>第20節 住宅等応急対策</p> <p>略</p> <p>第1 応急仮設住宅</p> <p>1～3 略</p> <p>4 建設用地の確保</p> <p>災害発生後、住宅都市部長は、<u>オープンスペース利用調整の結果</u>を踏まえ、下記の事項に留意して経理部、用地所管部と協議し、本部員会議の決定を経て、応急仮設住宅の建設用地を選定する。</p> <p>略</p>	オープンスペース利用計画策定に伴う表記の整理
59	222	<p>第21節 文教対策</p> <p>第1 学校教育における応急対策</p> <p>1～3 略</p> <p>4 奨学に関する措置</p> <p>(1) 教科書及び学用品の給与</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 給与のための費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 文房具及び通学用品費</p> <p>災害救助法施行令（昭和22年政令第225号） 第<u>8</u>条第1項及び第2項の規定に基づき知事が定</p>	<p>第21節 文教対策</p> <p>第1 学校教育における応急対策</p> <p>1～3 略</p> <p>4 奨学に関する措置</p> <p>(1) 教科書及び学用品の給与</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 給与のための費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 文房具及び通学用品費</p> <p>災害救助法施行令（昭和22年政令第225号） 第<u>3</u>条第1項及び第2項の規定に基づき知事が定</p>	表記の整理

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>める額 エ～キ 略 (2) 略 5 略</p>	<p>める額 エ～キ 略 (2) 略 5 略</p>	
60	239	<p>第24節 区の応急対策 第1 活動体制 1～3 略 <u>4 (追加)</u></p> <p>第2 略 第3 災害救助地区本部 略 1 災害救助地区本部の設置 区長(区本部長)は、市長(本部長)の補助執行機関として、地震災害が発生したときは、応急対策活動の円滑かつ適切な実施を図るため、<u>必要と認める地域の</u>小学校に災害救助地区本部を設置する。 なお、震度5強以上の地震が発生したときは、自動</p>	<p>第24節 区の応急対策 第1 活動体制 1～3 略 <u>4 区本部における初動体制の早期確立</u> <u>市長(本部長)は、勤務時間外(夜間・休日等)に地震災害が発生したときに、区本部の初動態勢を早期に確立できるよう、必要に応じて、平常時から公舎を借り上げ、区長(区本部長)を入居させるものとする。また、職員の人事配置にあたっては、適材適所の配置を行うことを基本としつつ、区本部において中核的な役割を担う職員には、近隣の区又は市町村に居住する職員を含めるなど、できる限り災害時の早期参集の観点にも配慮するよう努める。</u></p> <p>第2 略 第3 災害救助地区本部 略 1 災害救助地区本部の設置 区長(区本部長)は、市長(本部長)の補助執行機関として、地震災害が発生したときは、応急対策活動の円滑かつ適切な実施を図るため、<u>原則、地域防災拠点である</u>小学校に災害救助地区本部を設置する。 なお、震度5強以上の地震が発生したときは、自動</p>	<p>災害応急対策見直しワーキンググループの検討結果を反映</p> <p>表記の整理</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>開設する。</p> <p>第4～第5 略</p> <p>第6 避難</p> <p>1 避難勧告、避難指示（緊急）</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 実施方法</p> <p>区長（区本部長）及び消防署長（消防隊長）は、各区隊、災害救助地区本部、消防団、警察署等の協力を得て、危険地域の住民に対し、立退きを勧告又は指示する。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 伝達内容</p> <p>(ア)～(イ) 略</p> <p>(ウ) <u>指定避難所</u>の名称及び所在地</p> <p>(エ)～(オ) 略</p> <p>(5) 略</p>	<p>開設する。</p> <p>第4～第5 略</p> <p>第6 避難</p> <p>1 避難勧告、避難指示（緊急）</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 実施方法</p> <p>区長（区本部長）及び消防署長（消防隊長）は、各区隊、災害救助地区本部、消防団、警察署等の協力を得て、危険地域の住民に対し、立退きを勧告又は指示する。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 伝達内容</p> <p>(ア)～(イ) 略</p> <p>(ウ) <u>指定緊急避難場所</u>の名称及び所在地</p> <p>(エ)～(オ) 略</p> <p>(5) 略</p>	
		<p><u>2 (追加)</u></p>	<p><u>2 指定緊急避難場所</u></p> <p><u>地震発生時、次の場合で避難が必要な住民は、指定緊急避難場所（括弧内）へ避難する。</u></p> <p><u>(1) 地震の揺れ（公立小・中・一部の高等学校等のグラウンド、広域避難場所、一時避難場所）</u></p> <p><u>震度5強以上の地震が発生した場合は、市立小中学校等の施設管理者等はグラウンドを指定避難場所として開放する。</u></p> <p><u>(2) 津波（津波避難ビル）</u></p> <p><u>伊勢三河湾に大津波警報が発表された等で、浸水</u></p>	<p>指定緊急指定場所の条項の追加に伴う表記の整理</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>2 避難所</u>の開設及び管理運営</p> <p>(1) <u>避難所</u>の開設</p> <p><u>災害により住家の被害を受けた者</u>等を一時滞在させるため、区本部長はすみやかに必要な指定避難所を開設し、区本部から所要の人数の職員を当該指定避難所へ派遣する。</p> <p>なお、指定避難所の開設期間は、原則として7日以内とする。ただし、本部長は必要に応じて区本部長の意見を聞き、必要最小限度の期間を延長することができる。なお、施設の使用にあたっては、施設管理者（市立学校については近隣協力員を含む。）と緊密な連絡をとり、管理保全に十分留意する。</p> <p><u>ア 市立の小・中学校については、震度5強以上の地震が発生した場合、グラウンドを自動開設する。</u></p> <p><u>イ</u> 区本部長は、<u>避難所</u>の施設管理者等に連絡をとり、市職員、施設管理者、又は災害救助地区本部委員により避難所施設の安全性が確認され次第、<u>避難所</u>を開設する。なお、その際、災害救助地区本部長等への情報提供などについても、遺漏の無いよう連</p>	<p><u>想定区域外又は高台へ避難する時間がない場合に避難する施設</u></p> <p><u>(3) 大規模な火事（広域避難場所）</u></p> <p><u>(4) 土砂災害（土砂災害警戒区域にない市立小中学校等に限る）</u></p> <p><u>3 指定避難所</u>の開設及び管理運営</p> <p>(1) <u>指定避難所</u>の開設</p> <p><u>災害の恐れがなくなった（軽減した）後、住家が被災して帰宅できない避難者が発生した場合、それらの</u>等を一時滞在させるため、区本部長はすみやかに必要な指定避難所を開設し、区本部から所要の人数の職員を当該指定避難所へ派遣する。</p> <p>なお、指定避難所の開設期間は、原則として7日以内とする。ただし、本部長は必要に応じて区本部長の意見を聞き、必要最小限度の期間を延長することができる。なお、施設の使用にあたっては、施設管理者（市立学校については近隣協力員を含む。）と緊密な連絡をとり、管理保全に十分留意する。</p> <p><u>ア （削除）</u></p> <p><u>ア</u> 区本部長は、<u>指定避難所</u>の施設管理者等に連絡をとり、市職員、施設管理者、又は災害救助地区本部委員により避難所施設の安全性が確認され次第、<u>指定避難所</u>を開設する。なお、その際、災害救助地区本部長等への情報提供などについても、</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>絡するものとする。また、避難所施設の安全確認の結果により、必要な場合は応急危険度判定士の派遣を災害対策本部に要請するものとする。</p> <p><u>ウ</u> 災害救助地区本部長及び施設管理者は、避難者の受け入れ及び状況把握をする。なお、避難所の指定を受けた市の施設の施設管理者である外郭団体・指定管理者は、施設管理に関する契約・協定等に避難所運営等に関して特別の定めがある場合（区本部からの派遣職員の到着の有無に関わらず、避難者の受入れ及び状況把握を行う等）は、その定めるところにより行うものとする。</p> <p><u>エ</u> <u>ウ</u>に掲げる場合を除き、開設した指定避難所における避難者の受入及び状況把握は、災害救助地区本部長、施設管理者 <u>(追加)</u> 及び区本部からの派遣職員が協力して行う。</p> <p>(2) 指定避難所の管理運営</p> <p>指定避難所は、<u>災害救助地区本部からの指示を受けて</u>、避難者の中から代表管理者を選任し、代表管理者の指揮のもと避難所管理組織を確立し自主運営する。</p> <p>区本部長は、開設した指定避難所に区本部職員を派遣し、災害救助地区本部及び施設管理者の協力のもと避難者による自主運営を支援し、避難者の保護にあたる。</p> <p>ア 管理組織の整備</p>	<p>遺漏の無いよう連絡するものとする。また、避難所施設の安全確認の結果により、必要な場合は応急危険度判定士の派遣を災害対策本部に要請するものとする。</p> <p><u>イ</u> 災害救助地区本部長及び施設管理者は、避難者の受け入れ及び状況把握をする。なお、避難所の指定を受けた市の施設の施設管理者である外郭団体・指定管理者は、施設管理に関する契約・協定等に避難所運営等に関して特別の定めがある場合（区本部からの派遣職員の到着の有無に関わらず、避難者の受入れ及び状況把握を行う等）は、その定めるところにより行うものとする。</p> <p><u>ウ</u> <u>イ</u>に掲げる場合を除き、開設した指定避難所における避難者の受入及び状況把握は、災害救助地区本部長、施設管理者、<u>避難所管理組織</u>及び区本部からの派遣職員が協力して行う。</p> <p>(2) 指定避難所の管理運営</p> <p>指定避難所は、<u>(削除)</u> 避難者の中から代表管理者を選任し、代表管理者の指揮のもと避難所管理組織を確立し自主運営する。</p> <p>区本部長は、開設した指定避難所に区本部職員を派遣し、災害救助地区本部及び施設管理者の協力のもと避難者による自主運営を支援し、避難者の保護にあたる。</p> <p>ア 管理組織の整備</p>	<p>表記の整理</p>





連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>(3)</u> 応援職員の活動 略</p>	<p><u>(4)</u> 応援職員の活動 略</p>	
61	258	<p>第26節 ライフライン施設の応急復旧 第1 給水対策 1 略 2 給水体制 略 (1) 給水方法 ア 運搬給水 対策本部及び区本部からの要請により緊急利水が必要な病院等を優先し、給水タンク車 <u>(追加)</u> 等車両運搬により給水する。 イ 拠点給水 広域避難場所、<u>避難所</u>、区役所・支所、都市公園、<u>局施設等に応急給水施設を整備し、当該場所で給水する。</u> 応急給水施設には、消火栓が設置されており、仮設給水栓、<u>応急給水槽を持ち込む</u>ことにより、被災者に給水することができる。 また、地下式給水栓が設置されている<u>場所</u>においては、避難者が自ら操作することにより、給水することができる。 ウ 略 <u>エ プール、ため池等の利用 (区役所)</u></p>	<p>第26節 ライフライン施設の応急復旧 第1 給水対策 1 略 2 給水体制 略 (1) 給水方法 ア 運搬給水 対策本部及び区本部からの要請により緊急利水が必要な病院等を優先し、給水タンク車<u>及び積載用給水タンク</u>等車両運搬により給水する。 イ 拠点給水 広域避難場所、<u>指定避難所 (一部)</u>、区役所・支所、都市公園、<u>上下水道局施設等に整備した応急給水施設において給水する。</u> 応急給水施設には、消火栓が設置されており、仮設給水栓<u>を持ち込み組み立てる</u>ことにより、被災者に給水することができる。 また、地下式給水栓が設置されている<u>市立小中学校</u>においては、避難者が自ら操作することにより、給水することができる。 ウ 略 <u>エ (削除)</u></p>	<p>表記の整理</p>



地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																																																		
		<p><u>必要に応じ、ろ過器により浄水し、給水する。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 応急給水資機材の輸送 給水タンク、ポリタンク、仮設給水栓及び応急給水槽等の応急給水資機材は、車両 <u>(追加)</u> 等により輸送する。</p> <p>(4) 給水能力 給水能力は、次のとおりである。</p> <p>給水能力-1 (配水池等の貯水量) 平成 <u>29</u> 年 6 月 1 日 表略</p> <p>給水能力-2 (運搬給水) 平成 <u>29</u> 年 6 月 1 日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資機材名</th> <th>容量</th> <th>数量</th> <th>1回当たりの給水能力 (ℓ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">給水車</td> <td>1.8m<sup>3</sup></td> <td>4台</td> <td>7,200</td> </tr> <tr> <td>3.8m<sup>3</sup></td> <td>4台</td> <td>15,200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">給水タンク (積載用)</td> <td>1.0m<sup>3</sup></td> <td rowspan="2">62基 4基</td> <td>62,000</td> </tr> <tr> <td>1.0m<sup>3</sup> (加圧式)</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td><u>ポリタンク</u></td> <td><u>0.01m<sup>3</sup> (10)</u></td> <td><u>40,000 個</u></td> <td><u>400,000</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">計</td> <td><u>488,400</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1人1日当たり3 ℓの飲料水を必要とした場合、1回当たりの運搬で約<u>162,800</u>人分の飲料水が確保できる。</p>	資機材名	容量	数量	1回当たりの給水能力 (ℓ)	給水車	1.8m <sup>3</sup>	4台	7,200	3.8m <sup>3</sup>	4台	15,200	給水タンク (積載用)	1.0m <sup>3</sup>	62基 4基	62,000	1.0m <sup>3</sup> (加圧式)	4,000	<u>ポリタンク</u>	<u>0.01m<sup>3</sup> (10)</u>	<u>40,000 個</u>	<u>400,000</u>	計			<u>488,400</u>	<p>(2) 略</p> <p>(3) 応急給水資機材の輸送 給水タンク、ポリタンク、仮設給水栓及び応急給水槽等の応急給水資機材は、車両、<u>船舶 (船艇) 又は航空機</u>等により輸送する。</p> <p>(4) 給水能力 給水能力は、次のとおりである。</p> <p>給水能力-1 (配水池等の貯水量) 平成 <u>30</u> 年 6 月 1 日 表略</p> <p>給水能力-2 (運搬給水) 平成 <u>30</u> 年 6 月 1 日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資機材名</th> <th>容量</th> <th>数量</th> <th>1回当たりの給水能力 (ℓ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">給水車</td> <td>1.8m<sup>3</sup></td> <td>4台</td> <td>7,200</td> </tr> <tr> <td>3.8m<sup>3</sup></td> <td>4台</td> <td>15,200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">給水タンク (積載用)</td> <td>1.0m<sup>3</sup></td> <td rowspan="2">62基 4基</td> <td>62,000</td> </tr> <tr> <td>1.0m<sup>3</sup> (加圧式)</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">計</td> <td><u>88,400</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1人1日当たり3 ℓの飲料水を必要とした場合、1回当たりの運搬で約<u>29,466</u>人分の飲料水が確保できる。</p>	資機材名	容量	数量	1回当たりの給水能力 (ℓ)	給水車	1.8m <sup>3</sup>	4台	7,200	3.8m <sup>3</sup>	4台	15,200	給水タンク (積載用)	1.0m <sup>3</sup>	62基 4基	62,000	1.0m <sup>3</sup> (加圧式)	4,000	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	計			<u>88,400</u>	<p>時点修正</p> <p>時点修正</p> <p>運搬給水の考え方の変更に伴う整理</p>
資機材名	容量	数量	1回当たりの給水能力 (ℓ)																																																			
給水車	1.8m <sup>3</sup>	4台	7,200																																																			
	3.8m <sup>3</sup>	4台	15,200																																																			
給水タンク (積載用)	1.0m <sup>3</sup>	62基 4基	62,000																																																			
	1.0m <sup>3</sup> (加圧式)		4,000																																																			
<u>ポリタンク</u>	<u>0.01m<sup>3</sup> (10)</u>	<u>40,000 個</u>	<u>400,000</u>																																																			
計			<u>488,400</u>																																																			
資機材名	容量	数量	1回当たりの給水能力 (ℓ)																																																			
給水車	1.8m <sup>3</sup>	4台	7,200																																																			
	3.8m <sup>3</sup>	4台	15,200																																																			
給水タンク (積載用)	1.0m <sup>3</sup>	62基 4基	62,000																																																			
	1.0m <sup>3</sup> (加圧式)		4,000																																																			
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																																																			
計			<u>88,400</u>																																																			

連番	頁	修正前	修正後	備考																																										
		<p>給水能力-3 (拠点給水) 平成 <u>29</u> 年 6 月 1 日</p> <p>表略</p> <p>給水能力-4 (その他) 平成 <u>29</u> 年 6 月 1 日</p> <table border="1" data-bbox="286 432 1021 874"> <thead> <tr> <th>資 機 材 名</th> <th>数 量</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応 急 給 水 槽</td> <td>100</td> <td>容量 1.0m<sup>3</sup> (上下水道局 84、区役所 16)</td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td>飲料水自動袋詰装置 (固定)</td> <td>1</td> <td>55 袋/分 1 袋 500cc 入り (消防局 1)</td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td>簡易ポリエチレン容器</td> <td><u>99,000</u></td> <td>5 ℓ/個 (上下水道局)</td> </tr> <tr> <td><u>ろ 過 器</u></td> <td><u>16</u></td> <td><u>ろ過能力 1.3m<sup>3</sup>/時 (各区役所)</u></td> </tr> </tbody> </table>	資 機 材 名	数 量	備 考	応 急 給 水 槽	100	容量 1.0m <sup>3</sup> (上下水道局 84、区役所 16)	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	飲料水自動袋詰装置 (固定)	1	55 袋/分 1 袋 500cc 入り (消防局 1)	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	簡易ポリエチレン容器	<u>99,000</u>	5 ℓ/個 (上下水道局)	<u>ろ 過 器</u>	<u>16</u>	<u>ろ過能力 1.3m<sup>3</sup>/時 (各区役所)</u>	<p>給水能力-3 (拠点給水) 平成 <u>30</u> 年 6 月 1 日</p> <p>表略</p> <p>給水能力-4 (その他) 平成 <u>30</u> 年 6 月 1 日</p> <table border="1" data-bbox="1102 432 1836 874"> <thead> <tr> <th>資 機 材 名</th> <th>数 量</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応 急 給 水 槽</td> <td>100</td> <td>容量 1.0m<sup>3</sup> (上下水道局 84、区役所 16)</td> </tr> <tr> <td><u>応急給水層 (組立式)</u></td> <td><u>12</u></td> <td><u>容量 1.0m<sup>3</sup> (上下水道局)</u></td> </tr> <tr> <td>飲料水自動袋詰装置 (固定)</td> <td>1</td> <td>55 袋/分 1 袋 500cc 入り (消防局 1)</td> </tr> <tr> <td><u>ポ リ タ ン ク</u></td> <td><u>40,000</u></td> <td><u>10ℓ/個 (上下水道局)</u></td> </tr> <tr> <td>簡易ポリエチレン容器</td> <td><u>78,000</u></td> <td>5 ℓ/個 (上下水道局)</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> </tbody> </table>	資 機 材 名	数 量	備 考	応 急 給 水 槽	100	容量 1.0m <sup>3</sup> (上下水道局 84、区役所 16)	<u>応急給水層 (組立式)</u>	<u>12</u>	<u>容量 1.0m<sup>3</sup> (上下水道局)</u>	飲料水自動袋詰装置 (固定)	1	55 袋/分 1 袋 500cc 入り (消防局 1)	<u>ポ リ タ ン ク</u>	<u>40,000</u>	<u>10ℓ/個 (上下水道局)</u>	簡易ポリエチレン容器	<u>78,000</u>	5 ℓ/個 (上下水道局)	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<p>時点の修正</p> <p>運搬給水の考え方の変更に伴う整理</p> <p>表記の整理</p>
資 機 材 名	数 量	備 考																																												
応 急 給 水 槽	100	容量 1.0m <sup>3</sup> (上下水道局 84、区役所 16)																																												
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																																												
飲料水自動袋詰装置 (固定)	1	55 袋/分 1 袋 500cc 入り (消防局 1)																																												
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																																												
簡易ポリエチレン容器	<u>99,000</u>	5 ℓ/個 (上下水道局)																																												
<u>ろ 過 器</u>	<u>16</u>	<u>ろ過能力 1.3m<sup>3</sup>/時 (各区役所)</u>																																												
資 機 材 名	数 量	備 考																																												
応 急 給 水 槽	100	容量 1.0m <sup>3</sup> (上下水道局 84、区役所 16)																																												
<u>応急給水層 (組立式)</u>	<u>12</u>	<u>容量 1.0m<sup>3</sup> (上下水道局)</u>																																												
飲料水自動袋詰装置 (固定)	1	55 袋/分 1 袋 500cc 入り (消防局 1)																																												
<u>ポ リ タ ン ク</u>	<u>40,000</u>	<u>10ℓ/個 (上下水道局)</u>																																												
簡易ポリエチレン容器	<u>78,000</u>	5 ℓ/個 (上下水道局)																																												
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																																												
		<p>第2 水道施設対策</p> <p>震災による断水が長期にわたると、市民生活に重大な影響を与えるので、被害施設を短期間に復旧する。</p> <p>1 略</p> <p>2 優先して復旧する配水管</p> <p>(1) ~ (2) 略</p> <p>(3) <u>避難所</u>、救急病院、救急診療所、人工透析治療病院、災害時要援護者施設、公共施設への給水のために、必要な配水管及び、災害復旧活動の妨げとなっている漏水管路</p> <p>なお、配水管の被害が著しく、漏水量が多いときは、一定区間断水して水量を確保し、給水の早期開</p>	<p>第2 水道施設対策</p> <p>震災による断水が長期にわたると、市民生活に重大な影響を与えるので、被害施設を短期間に復旧する。</p> <p>1 略</p> <p>2 優先して復旧する配水管</p> <p>(1) ~ (2) 略</p> <p>(3) <u>指定避難所</u>、救急病院、救急診療所、人工透析治療病院、災害時要援護者施設、公共施設への給水のために、必要な配水管及び、災害復旧活動の妨げとなっている漏水管路</p> <p>なお、配水管の被害が著しく、漏水量が多いときは、一定区間断水して水量を確保し、給水の早期開</p>																																											

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>始を図るとともに、仮設配管を行い、適当な間隔で仮設の給水栓を設置する。</p> <p>3 ～ 5 略</p> <p>【下水道施設応急対策】</p> <p>第1 応急対策要員の確保及び被害施設の調査</p> <p>1 <u>「非常配備等マニュアル」に基づいて</u>、速やかに職員を参集させるとともに被害施設の調査を行う。</p> <p>2 略</p> <p>第2 下水道施設対策</p> <p>1 ～ 2 略</p> <p>3 <u>大規模避難所</u>を受け持つ管きよなど被害状況を早急に把握するとともに優先的に復旧を図るものとする。</p> <p>4 <u>避難所</u>の仮設トイレのし尿は、投入箇所を指定して処理をする。</p> <p>第3 略</p> <p>【ガス施設応急復旧計画（東邦ガス株式会社）】</p> <p>第1 ガス施設の現況</p> <p>東邦ガスは、名古屋市を中心に、愛知県、岐阜県、三重県の54市20町1村の約<u>238</u>万戸に対しガスを供給している。</p> <p>ガスの供給方式は、高圧、中圧A、中圧B、低圧の</p>	<p>始を図るとともに、仮設配管を行い、適当な間隔で仮設の給水栓を設置する。</p> <p>3 ～ 5 略</p> <p>【下水道施設応急対策】</p> <p>第1 応急対策要員の確保及び被害施設の調査</p> <p>1 <u>「第7節 初動活動体制」の計画により</u>速やかに職員を参集させるとともに被害施設の調査を行う。</p> <p>2 略</p> <p>第2 下水道施設対策</p> <p>1 ～ 2 略</p> <p>3 <u>大規模な指定避難所</u>を受け持つ管きよなど被害状況を早急に把握するとともに優先的に復旧を図るものとする。</p> <p>4 <u>指定避難所</u>の仮設トイレのし尿は、投入箇所を指定して処理をする。</p> <p>第3 略</p> <p>【ガス施設応急復旧計画（東邦ガス株式会社）】</p> <p>第1 ガス施設の現況</p> <p>東邦ガスは、名古屋市を中心に、愛知県、岐阜県、三重県の54市20町1村の約<u>241</u>万戸に対しガスを供給している。</p> <p>ガスの供給方式は、高圧、中圧A、中圧B、低圧の</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>時点の修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考																										
		<p>4 段方式を採用しており、ガス導管は地域社会の発展に応じて、都市ガスを安定供給するため、拡充、整備に努めており、現在における導管延長は、約 2 万 9 千 km である。製造所は、知多市に知多 LNG 共同基地、知多緑浜工場及び知多熱調センター、四日市市に四日市工場、津市に津 LNG ステーションを所有している。</p> <p>また、各供給所には、<u>球形ホルダーを保有しており、そのガス貯蔵能力は、公称 1,929 千m<sup>3</sup>となっている。</u></p> <p>1 略</p> <p>2 <u>ガスホルダー設置数</u></p> <p style="text-align: right;">(平成 28 年 4 月)</p> <table border="1" data-bbox="311 810 869 1394"> <thead> <tr> <th></th> <th>公称容量 (m<sup>3</sup>) × 基数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">桜田供給所</td> <td>200,000 × 1</td> </tr> <tr> <td>100,000 × 2</td> </tr> <tr> <td>日比津供給所</td> <td>100,000 × 2</td> </tr> <tr> <td>鶴里供給所</td> <td>100,000 × 1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">守山供給所</td> <td>200,000 × 1</td> </tr> <tr> <td>100,000 × 1</td> </tr> <tr> <td>日進供給所</td> <td>200,000 × 1</td> </tr> <tr> <td>半田供給所</td> <td>200,000 × 1</td> </tr> <tr> <td>丹陽供給所</td> <td>200,000 × 1</td> </tr> <tr> <td>津供給所</td> <td>75,000 × 1</td> </tr> <tr> <td>伊勢供給所</td> <td>21,000 × 2</td> </tr> <tr> <td>四日市供給所</td> <td>85,000 × 2</td> </tr> <tr> <td>桑名供給</td> <td>21,000 × 2</td> </tr> </tbody> </table>		公称容量 (m <sup>3</sup> ) × 基数	桜田供給所	200,000 × 1	100,000 × 2	日比津供給所	100,000 × 2	鶴里供給所	100,000 × 1	守山供給所	200,000 × 1	100,000 × 1	日進供給所	200,000 × 1	半田供給所	200,000 × 1	丹陽供給所	200,000 × 1	津供給所	75,000 × 1	伊勢供給所	21,000 × 2	四日市供給所	85,000 × 2	桑名供給	21,000 × 2	<p>4 段方式を採用しており、ガス導管は地域社会の発展に応じて、都市ガスを安定供給するため、拡充、整備に努めており、現在における導管延長は、約 2 万 9 千 km である。製造所は、知多市に知多 LNG 共同基地、知多緑浜工場及び知多熱調センター、四日市市に四日市工場、津市に津 LNG ステーションを所有している。</p> <p>また、各供給所には、<u>球形ホルダーを保有している。</u></p> <p>1 略</p> <p>2 <u>(削除)</u></p>	<p>安全管理体制の変更に伴う整理</p>
	公称容量 (m <sup>3</sup> ) × 基数																													
桜田供給所	200,000 × 1																													
	100,000 × 2																													
日比津供給所	100,000 × 2																													
鶴里供給所	100,000 × 1																													
守山供給所	200,000 × 1																													
	100,000 × 1																													
日進供給所	200,000 × 1																													
半田供給所	200,000 × 1																													
丹陽供給所	200,000 × 1																													
津供給所	75,000 × 1																													
伊勢供給所	21,000 × 2																													
四日市供給所	85,000 × 2																													
桑名供給	21,000 × 2																													

連番	頁	修正前	修正後	備考																																																																																		
		<table border="1"> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: right;">200,000</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: right;">5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">100,000</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: right;">6</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">75,000</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">21,000</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: right;">4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">85,000</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: right;">2</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td style="text-align: right;">(計 1,929,000)</td> </tr> </table>	合 計	200,000	×	5	100,000	×	6	75,000	×	1	21,000	×	4	85,000	×	2				(計 1,929,000)																																																																
合 計	200,000	×		5																																																																																		
	100,000	×		6																																																																																		
	75,000	×		1																																																																																		
	21,000	×		4																																																																																		
	85,000	×		2																																																																																		
				(計 1,929,000)																																																																																		
		<p><u>3</u> 名古屋市域のガス供給概要図            附属資料編計画資料図 5 参照</p>	<p><u>2</u> 名古屋市域のガス供給概要図            附属資料編計画資料図 5 参照</p>																																																																																			
		<p><u>4</u> <u>ガス製造施設</u>            (平成 28 年 4 月)</p>	<p><u>4</u> (削除)</p>																																																																																			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">ガス発生設備</th> <th colspan="3">公 称 能 力</th> <th colspan="2">ガスホルダー</th> <th rowspan="2">所在地</th> </tr> <tr> <th>種 類</th> <th>基 数</th> <th>原 料</th> <th>処 理 量 (1日当り)</th> <th>ガス発生量 (m<sup>3</sup>/日) 45 MJ 換算</th> <th>容 量 (m<sup>3</sup>)</th> <th>基 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知多熱調センター</td> <td>LPG 増熱器</td> <td>4 基</td> <td>プロパン</td> <td>4,936 t</td> <td>5,536,000</td> <td>⑩14,500</td> <td>1 基</td> <td>知多市北浜町 23</td> </tr> <tr> <td>知多 LNG 共同基地</td> <td>LNG 気化装置</td> <td>14 基</td> <td>液化天然ガス</td> <td>21,672 t</td> <td>26,298,000</td> <td></td> <td></td> <td>知多市南浜町 23</td> </tr> <tr> <td>知多緑浜工場</td> <td>LNG 気化装置</td> <td>8 基</td> <td>液化天然ガス</td> <td>23,040t</td> <td>28,197,000</td> <td></td> <td></td> <td>知多市緑浜町 1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">四日市工場</td> <td>LNG 気化装置</td> <td>6 基</td> <td>液化天然ガス</td> <td>6,240 t</td> <td>7,636,000</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="3">四日市市霞 1-22 の 5</td> </tr> <tr> <td>LPG 気化装置</td> <td>4 基</td> <td>プロパン</td> <td>360 t</td> <td>404,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>LPG 増熱器</td> <td>2 基</td> <td>プロパン</td> <td>716 t</td> <td>802,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津 LNG ステーション※</td> <td>LNG 気化装置</td> <td>7 基</td> <td>液化天然ガス</td> <td>648 t</td> <td>794,000</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">津市雲出鋼管町 6-1</td> </tr> <tr> <td>LPG 増熱器</td> <td>1 基</td> <td>ブタン</td> <td>45 t</td> <td>49,000</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		ガス発生設備		公 称 能 力			ガスホルダー		所在地	種 類	基 数	原 料	処 理 量 (1日当り)	ガス発生量 (m <sup>3</sup> /日) 45 MJ 換算	容 量 (m <sup>3</sup> )	基 数	知多熱調センター	LPG 増熱器	4 基	プロパン	4,936 t	5,536,000	⑩14,500	1 基	知多市北浜町 23	知多 LNG 共同基地	LNG 気化装置	14 基	液化天然ガス	21,672 t	26,298,000			知多市南浜町 23	知多緑浜工場	LNG 気化装置	8 基	液化天然ガス	23,040t	28,197,000			知多市緑浜町 1	四日市工場	LNG 気化装置	6 基	液化天然ガス	6,240 t	7,636,000			四日市市霞 1-22 の 5	LPG 気化装置	4 基	プロパン	360 t	404,000			LPG 増熱器	2 基	プロパン	716 t	802,000			津 LNG ステーション※	LNG 気化装置	7 基	液化天然ガス	648 t	794,000			津市雲出鋼管町 6-1	LPG 増熱器	1 基	ブタン	45 t	49,000				
	ガス発生設備			公 称 能 力			ガスホルダー		所在地																																																																													
	種 類	基 数	原 料	処 理 量 (1日当り)	ガス発生量 (m <sup>3</sup> /日) 45 MJ 換算	容 量 (m <sup>3</sup> )	基 数																																																																															
知多熱調センター	LPG 増熱器	4 基	プロパン	4,936 t	5,536,000	⑩14,500	1 基	知多市北浜町 23																																																																														
知多 LNG 共同基地	LNG 気化装置	14 基	液化天然ガス	21,672 t	26,298,000			知多市南浜町 23																																																																														
知多緑浜工場	LNG 気化装置	8 基	液化天然ガス	23,040t	28,197,000			知多市緑浜町 1																																																																														
四日市工場	LNG 気化装置	6 基	液化天然ガス	6,240 t	7,636,000			四日市市霞 1-22 の 5																																																																														
	LPG 気化装置	4 基	プロパン	360 t	404,000																																																																																	
	LPG 増熱器	2 基	プロパン	716 t	802,000																																																																																	
津 LNG ステーション※	LNG 気化装置	7 基	液化天然ガス	648 t	794,000			津市雲出鋼管町 6-1																																																																														
	LPG 増熱器	1 基	ブタン	45 t	49,000																																																																																	
		<p>※平成 26 年 5 月より休止中            (◎はリリーフホルダー)</p>																																																																																				

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																																																																																				
		<p>【電力施設応急復旧計画（中部電力株式会社）】</p> <p>第1 略</p> <p>第2 応急対策（電力復旧）</p> <p>1 略</p> <p>2 非常災害対策本部の設置</p> <p>各種の災害により電力施設が被災した場合又はそのおそれのある場合は、支店及び関係事業所に対策本部を設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>本部名</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名古屋支店</td> <td>名古屋市中区千代田二丁目12-14</td> <td>243-9100</td> </tr> <tr> <td>中営業所</td> <td>〃 〃</td> <td>0120-985-729</td> </tr> <tr> <td>北 〃</td> <td>〃 北区御成通四丁目8</td> <td>0120-985-720</td> </tr> <tr> <td>中村 〃</td> <td>〃 中村区太閤通七丁目32</td> <td>0120-985-723</td> </tr> <tr> <td>熱田 〃</td> <td>〃 熱田区横田二丁目3-24</td> <td>0120-985-710</td> </tr> <tr> <td>港 〃</td> <td>〃 港区当知三丁目2601</td> <td>0120-985-711</td> </tr> <tr> <td>緑 〃</td> <td>〃 緑区大高町字東正池71-1</td> <td>0120-985-760</td> </tr> <tr> <td>天白 〃</td> <td>〃 天白区植田南三丁目601</td> <td>0120-985-713</td> </tr> <tr> <td>旭名東 〃</td> <td>尾張旭市庄南町二丁目1-10</td> <td>0120-985-717</td> </tr> <tr> <td>中電力センター</td> <td>名古屋市中区千代田二丁目12-14</td> <td>269-1250</td> </tr> <tr> <td>中村 〃</td> <td>名古屋市<del>中</del>村区名駅南三丁目16-6</td> <td>589-3218</td> </tr> <tr> <td>岩倉 〃</td> <td>岩倉市大山寺町井之株128</td> <td>0587-66-1177</td> </tr> <tr> <td>緑 〃</td> <td>名古屋市緑区鳴海町字前之輪219</td> <td>622-2381</td> </tr> </tbody> </table>	本部名	所在地	電話	名古屋支店	名古屋市中区千代田二丁目12-14	243-9100	中営業所	〃 〃	0120-985-729	北 〃	〃 北区御成通四丁目8	0120-985-720	中村 〃	〃 中村区太閤通七丁目32	0120-985-723	熱田 〃	〃 熱田区横田二丁目3-24	0120-985-710	港 〃	〃 港区当知三丁目2601	0120-985-711	緑 〃	〃 緑区大高町字東正池71-1	0120-985-760	天白 〃	〃 天白区植田南三丁目601	0120-985-713	旭名東 〃	尾張旭市庄南町二丁目1-10	0120-985-717	中電力センター	名古屋市中区千代田二丁目12-14	269-1250	中村 〃	名古屋市 <del>中</del> 村区名駅南三丁目16-6	589-3218	岩倉 〃	岩倉市大山寺町井之株128	0587-66-1177	緑 〃	名古屋市緑区鳴海町字前之輪219	622-2381	<p>【電力施設応急復旧計画（中部電力株式会社）】</p> <p>第1 略</p> <p>第2 応急対策（電力復旧）</p> <p>1 略</p> <p>2 非常災害対策本部の設置</p> <p>各種の災害により電力施設が被災した場合又はそのおそれのある場合は、支店及び関係事業所に対策本部を設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>本部名</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名古屋支店</td> <td>名古屋市中区千代田二丁目12-14</td> <td>243-9100</td> </tr> <tr> <td>中営業所</td> <td>〃 〃</td> <td>0120-985-729</td> </tr> <tr> <td>北 〃</td> <td>〃 北区御成通四丁目8</td> <td>0120-985-720</td> </tr> <tr> <td>中村 〃</td> <td>〃 中村区太閤通七丁目32</td> <td>0120-985-723</td> </tr> <tr> <td>熱田 〃</td> <td>〃 熱田区横田二丁目3-24</td> <td>0120-985-710</td> </tr> <tr> <td>港 〃</td> <td>〃 港区当知三丁目2601</td> <td>0120-985-711</td> </tr> <tr> <td>緑 〃</td> <td>〃 緑区大高町字東正池71-1</td> <td>0120-985-760</td> </tr> <tr> <td>天白 〃</td> <td>〃 天白区植田南三丁目601</td> <td>0120-985-713</td> </tr> <tr> <td>旭名東 〃</td> <td>尾張旭市庄南町二丁目1-10</td> <td>0120-985-717</td> </tr> <tr> <td>中電力センター</td> <td>名古屋市中区千代田二丁目12-14</td> <td>269-1250</td> </tr> <tr> <td>中村 〃</td> <td><del>中</del> 〃 中村区名駅南三丁目16-6</td> <td>589-3218</td> </tr> <tr> <td>岩倉 〃</td> <td>岩倉市大山寺町井之株128</td> <td>0587-66-1177</td> </tr> <tr> <td>緑 〃</td> <td>名古屋市緑区鳴海町字前之輪219</td> <td>622-2381</td> </tr> </tbody> </table>	本部名	所在地	電話	名古屋支店	名古屋市中区千代田二丁目12-14	243-9100	中営業所	〃 〃	0120-985-729	北 〃	〃 北区御成通四丁目8	0120-985-720	中村 〃	〃 中村区太閤通七丁目32	0120-985-723	熱田 〃	〃 熱田区横田二丁目3-24	0120-985-710	港 〃	〃 港区当知三丁目2601	0120-985-711	緑 〃	〃 緑区大高町字東正池71-1	0120-985-760	天白 〃	〃 天白区植田南三丁目601	0120-985-713	旭名東 〃	尾張旭市庄南町二丁目1-10	0120-985-717	中電力センター	名古屋市中区千代田二丁目12-14	269-1250	中村 〃	<del>中</del> 〃 中村区名駅南三丁目16-6	589-3218	岩倉 〃	岩倉市大山寺町井之株128	0587-66-1177	緑 〃	名古屋市緑区鳴海町字前之輪219	622-2381	表記の整理
本部名	所在地	電話																																																																																						
名古屋支店	名古屋市中区千代田二丁目12-14	243-9100																																																																																						
中営業所	〃 〃	0120-985-729																																																																																						
北 〃	〃 北区御成通四丁目8	0120-985-720																																																																																						
中村 〃	〃 中村区太閤通七丁目32	0120-985-723																																																																																						
熱田 〃	〃 熱田区横田二丁目3-24	0120-985-710																																																																																						
港 〃	〃 港区当知三丁目2601	0120-985-711																																																																																						
緑 〃	〃 緑区大高町字東正池71-1	0120-985-760																																																																																						
天白 〃	〃 天白区植田南三丁目601	0120-985-713																																																																																						
旭名東 〃	尾張旭市庄南町二丁目1-10	0120-985-717																																																																																						
中電力センター	名古屋市中区千代田二丁目12-14	269-1250																																																																																						
中村 〃	名古屋市 <del>中</del> 村区名駅南三丁目16-6	589-3218																																																																																						
岩倉 〃	岩倉市大山寺町井之株128	0587-66-1177																																																																																						
緑 〃	名古屋市緑区鳴海町字前之輪219	622-2381																																																																																						
本部名	所在地	電話																																																																																						
名古屋支店	名古屋市中区千代田二丁目12-14	243-9100																																																																																						
中営業所	〃 〃	0120-985-729																																																																																						
北 〃	〃 北区御成通四丁目8	0120-985-720																																																																																						
中村 〃	〃 中村区太閤通七丁目32	0120-985-723																																																																																						
熱田 〃	〃 熱田区横田二丁目3-24	0120-985-710																																																																																						
港 〃	〃 港区当知三丁目2601	0120-985-711																																																																																						
緑 〃	〃 緑区大高町字東正池71-1	0120-985-760																																																																																						
天白 〃	〃 天白区植田南三丁目601	0120-985-713																																																																																						
旭名東 〃	尾張旭市庄南町二丁目1-10	0120-985-717																																																																																						
中電力センター	名古屋市中区千代田二丁目12-14	269-1250																																																																																						
中村 〃	<del>中</del> 〃 中村区名駅南三丁目16-6	589-3218																																																																																						
岩倉 〃	岩倉市大山寺町井之株128	0587-66-1177																																																																																						
緑 〃	名古屋市緑区鳴海町字前之輪219	622-2381																																																																																						
62	281	<p>第27節 交通施設の応急対策</p> <p>【近畿日本鉄道株式会社】</p> <p>第1 略</p> <p>第2 対策</p>	<p>第27節 交通施設の応急対策</p> <p>【近畿日本鉄道株式会社】</p> <p>第1 略</p> <p>第2 対策</p>																																																																																					

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>1 災害対策本部の設置            災害が発生したときは、その被害の規模に応じて、社内「異例事態対応規程」に基づき、異例事態対策本部、現地対策本部、復旧本部を設け、被災者の救助及び災害の復旧にあたる。            異例事態対策本部は本社に、現地対策本部は各統括部に、又復旧本部は現地に設ける。</p> <p>2 略</p>	<p>1 災害対策本部の設置            災害が発生したときは、その被害の規模に応じて、社内「異例事態対応規程」に基づき、異例事態対策本部、現地対策本部、復旧本部を設け、被災者の救助及び災害の復旧にあたる。            異例事態対策本部は本社に、現地対策本部は統括部又は現地に、復旧本部は現地に設ける。</p> <p>2 略</p>	<p>表記の整理</p>
63	282	<p>第28節 事業所の安全対策</p> <p>第1 略</p> <p>第2 有害化学物質等の安全対策</p> <p>1 有害化学物質流出事故状況の把握            区本部保健所班は、地震発生に伴う有害化学物質（毒物・劇物を含む）の流出事故の状況を、事業所からの通報及び住民からの連絡等により把握するものとする。また、事業所はただちにその事故について関係機関に通報するほか、応急措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するよう努めるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 被害拡大の防止            区本部保健所班は、事故に係る市民への健康被害防止のため、事業所周辺の住民等に対し事故の状況を区本部情報班と連携し適宜広報するものとする。また状況に応じ、大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例等に基づいて、事業所に対し事故の拡大防止のため必要な</p>	<p>第28節 事業所の安全対策</p> <p>第1 略</p> <p>第2 有害化学物質等の安全対策</p> <p>1 有害化学物質流出事故状況の把握            区本部保健センター班は、地震発生に伴う有害化学物質（毒物・劇物を含む）の流出事故の状況を、事業所からの通報及び住民からの連絡等により把握するものとする。また、事業所はただちにその事故について関係機関に通報するほか、応急措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するよう努めるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 被害拡大の防止            区本部保健センター班は、事故に係る市民への健康被害防止のため、事業所周辺の住民等に対し事故の状況を区本部情報班と連携し適宜広報するものとする。また状況に応じ、大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例等に基づいて、事業所に対し事故の拡大防止のため</p>	<p>組織改正に伴う修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>措置をとるべきことを命ずるものとする。</p> <p>区本部                  西区・港区・南区・名東区を除く                  情報班 ← 連携 → 保健所班                  保健所班 ↔ 連携 → 環境部                  保健所班 ↔ 連携 → 健康福祉部                  健康福祉部 (毒物・劇物に限る)                  西区・港区・南区・名東区に限る                  情報班 ← 連携 → 保健所班*                  保健所班* → 指導 → 健康福祉部                  健康福祉部 → 指導 → 事業所                  市民 ← 広報 / 通報 (上) → 事業所 → 連絡 (上) → 保健所班*</p> <p>---→ 必要に応じて実施する</p>	<p>必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。</p> <p>区本部                  西区・港区・南区・名東区を除く                  情報班 ← 連携 → 保健センター班                  保健センター班 ↔ 連携 → 環境部                  保健センター班 ↔ 連携 → 健康福祉部                  健康福祉部 (毒物・劇物に限る)                  西区・港区・南区・名東区に限る                  情報班 ← 連携 → 保健センター班*                  保健センター班* → 指導 → 健康福祉部                  健康福祉部 → 指導 → 事業所                  事業所 → 連絡 → 保健センター班*                  毒物・劇物に限る                  千種区・中村区・中区・南区を除く                  情報班 ← 連携 → 保健センター班                  保健センター班 ↔ 連携 → 健康福祉部                  健康福祉部 → 指導 → 事業所                  事業所 → 指導 → 市民                  市民 ← 広報 / 通報 (上) → 事業所 → 連絡 (上) → 保健センター班*                  市民 ← 広報 / 通報 (下) → 保健センター班*</p> <p>---→ 必要に応じて実施する</p>	<p>組織改正に伴う修正</p>
		<p>※次の左欄に掲げる区本部保健所班の主幹（公害対策）及び生活環境課の職員は、同表右欄に掲げる区本部保健所班の以下の事務を補助執行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有害物質の災害事故発生状況の把握及び測定に関すること</li> <li>・環境保全対策に関すること</li> </ul> <p>略</p>	<p>※次の左欄に掲げる区本部保健センター班の公害対策室の職員は、同表右欄に掲げる区本部保健センター班の以下の事務を補助執行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有害物質の災害事故発生状況の把握及び測定に関すること</li> <li>・環境保全対策に関すること</li> </ul> <p>略</p>	<p>組織改正に伴う修正</p>



地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
64	290	<p>第2章 災害復旧</p> <p>第1節 民生安定のための緊急措置</p> <p>第1 災者台帳の整備・災証明書の発行</p> <p>1 略</p> <p>2 災証明書等の発行</p> <p>地震災害により被災した者から救助申請をはじめ各種用途のため、被災した証明が求められる。この場合、多数の者から一時に申請がなされ、かつ、調査等に時間を要することも予想されることから、証明書の発行は次のとおり取り扱う。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付</p> <p>1 略</p> <p>2 災害援護資金</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) その他</p> <p>申込みは、<u>区民福祉部民生子ども課</u>に行う。</p> <p>第3 <u>被災者生活再建支援金の支給</u></p> <p>第4 略</p> <p><u>第5 (追加)</u></p>	<p>第2章 災害復旧</p> <p>第1節 民生安定のための緊急措置</p> <p>第1 災者台帳の整備・災証明書の発行</p> <p>1 略</p> <p>2 災証明書等の発行</p> <p>地震災害により被災した者から救助申請をはじめ各種用途のため、被災した証明が求められる。この場合、多数の者から一時に申請がなされ、かつ、調査等に時間を要することも予想されることから、証明書の発行は次のとおり取り扱う。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付</p> <p>1 略</p> <p>2 災害援護資金</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) その他</p> <p>申込みは、<u>区民生子ども課</u>に行う。</p> <p>第3 <u>被災者生活再建支援金(法)の支給</u></p> <p>第4 略</p> <p><u>第5 被災者生活再建支援金(市要綱)の支給</u></p> <p><u>名古屋市被災者生活再建支援金支給要綱に基づき、被災者生活再建支援法の適用にならない自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に被災者生活再建</u></p>	<p>表記の修正</p> <p>組織改正に伴う修正</p> <p>新制度創設に伴い整備</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>第5</u> 義援金の受付・配分  <u>第6</u> 生活福祉資金の貸付  <u>第7</u> 市税の減免等  <u>第8</u> 災害復旧資金の融資</p> <p>1 略                  2 中小企業関係の融資</p> <p>災害により被害を受けた中小企業の復旧に資するため、名古屋市は、小規模企業等振興基金（災害復旧資金）の融資を行う。激甚災害の場合においては名古屋市信用保証協会が別枠の信用保証を付与する。  <u>(追加)</u></p>	<p><u>支援金を支給する。</u></p> <p><u>1 対象となる自然災害</u>  <u>暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、落雷その他の異常な自然現象により市内において生じる被害で、被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第1条各号に該当しないもの。</u></p> <p><u>2 対象となる被災世帯、支援金の支給額、支援金の支給申請</u>  <u>「第3 被災者生活再建支援金（法）の支給」に準ずる。</u></p> <p><u>3 愛知県の補助</u>  <u>本市が支給する支援金の1/2に相当する額を愛知県が補助。</u></p> <p><u>第6</u> 義援金の受付・配分  <u>第7</u> 生活福祉資金の貸付  <u>第8</u> 市税の減免等  <u>第9</u> 災害復旧資金の融資</p> <p>1 略                  2 中小企業関係の融資</p> <p>災害により被害を受けた中小企業の復旧に資するため、名古屋市は、小規模企業等振興基金（災害復旧資金）の融資を行う。激甚災害の場合においては名古屋市信用保証協会が別枠の信用保証を付与する。<u>大規模な災害等に際し、国が信用収縮を指定した場合、</u></p>	

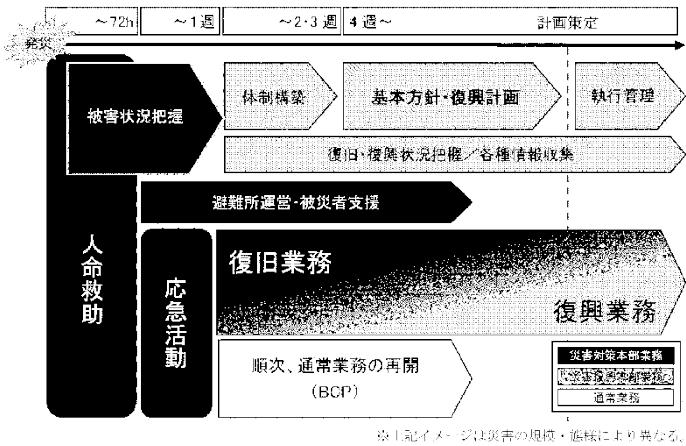
連番	頁	修正前	修正後	備考																																								
		<p>また、災害の状況によっては、名古屋市の制度融資とは別に日本政策金融公庫は、特別融資を行う。</p> <table border="1" data-bbox="257 470 1048 619"> <thead> <tr> <th>資金名</th> <th>資金の種類</th> <th>貸付金額</th> <th>利率(※) (年利)</th> <th>融資期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小規模企業等振興資金 災害復旧資金</td> <td>災害復旧に必要な事業上の設備・運転資金</td> <td>5,000万円以内</td> <td>1.2%</td> <td>設備資金 7年以内 運転資金 5年以内</td> <td>信用保証付</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 申込みのできる方は、災害救助法が適用された地域内の被災中小企業者及び県内7市町村(名古屋市においては区)以上に災害救助法が適用された災害による被災中小企業者。 (※) 平成 <u>29</u> 年 4 月 1 日現在 <u>(追加)</u></p> <p>注 <u>(追加)</u></p> <p>3 略 <u>第9</u> 復旧・復興事業からの暴力団排除</p>	資金名	資金の種類	貸付金額	利率(※) (年利)	融資期間	備考	小規模企業等振興資金 災害復旧資金	災害復旧に必要な事業上の設備・運転資金	5,000万円以内	1.2%	設備資金 7年以内 運転資金 5年以内	信用保証付	<p><u>名古屋市は、経営安定資金(大規模危機対策資金)の融資を行うとともに、名古屋市信用保証協会は、従来の補償限度額とは別枠の信用保証を付与する。</u></p> <p>また、災害の状況によっては、名古屋市の制度融資とは別に日本政策金融公庫は、特別融資を行う。</p> <table border="1" data-bbox="1075 470 1852 598"> <thead> <tr> <th>資金名</th> <th>資金の種類</th> <th>貸付金額</th> <th>資金用途</th> <th>融資期間</th> <th>利率(※)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小規模企業等振興資金 災害復旧資金</td> <td>災害復旧に必要な事業上の設備資金・運転資金</td> <td>5,000万円以内</td> <td>設備 運転</td> <td>7年以内 5年以内</td> <td>年1.2% 年1.2%</td> <td>信用保証付</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 申込みのできる方は、災害救助法が適用された地域内の被災中小企業者及び県内7市町村(名古屋市においては区)以上に災害救助法が適用された災害による被災中小企業者。 (※) 平成 <u>30</u> 年 4 月 1 日現在</p> <table border="1" data-bbox="1075 890 1852 1038"> <thead> <tr> <th>資金名</th> <th>資金の種類</th> <th>貸付金額</th> <th>資金用途</th> <th>融資期間</th> <th>利率(※)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経営安定資金 大規模危機対策資</td> <td>経営安定又は災害復旧等に必要な事業上の設備資金・運転資金</td> <td>8,000万円以内</td> <td>設備・運転</td> <td>3年以内 5年以内 7年以内 10年以内</td> <td>年1.1% 年1.2% 年1.3% 年1.4%</td> <td>信用保証付</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 申込みのできる方は、<u>中小企業信用保険法第2条第6項に規定する特例中小企業者として、その住所を管轄する市町村長の認定を受けている中小企業者等。</u> (※) <u>平成30年4月1日現在</u></p> <p>3 略 <u>第10</u> 復旧・復興事業からの暴力団排除</p>	資金名	資金の種類	貸付金額	資金用途	融資期間	利率(※)	備考	小規模企業等振興資金 災害復旧資金	災害復旧に必要な事業上の設備資金・運転資金	5,000万円以内	設備 運転	7年以内 5年以内	年1.2% 年1.2%	信用保証付	資金名	資金の種類	貸付金額	資金用途	融資期間	利率(※)	備考	経営安定資金 大規模危機対策資	経営安定又は災害復旧等に必要な事業上の設備資金・運転資金	8,000万円以内	設備・運転	3年以内 5年以内 7年以内 10年以内	年1.1% 年1.2% 年1.3% 年1.4%	信用保証付	
資金名	資金の種類	貸付金額	利率(※) (年利)	融資期間	備考																																							
小規模企業等振興資金 災害復旧資金	災害復旧に必要な事業上の設備・運転資金	5,000万円以内	1.2%	設備資金 7年以内 運転資金 5年以内	信用保証付																																							
資金名	資金の種類	貸付金額	資金用途	融資期間	利率(※)	備考																																						
小規模企業等振興資金 災害復旧資金	災害復旧に必要な事業上の設備資金・運転資金	5,000万円以内	設備 運転	7年以内 5年以内	年1.2% 年1.2%	信用保証付																																						
資金名	資金の種類	貸付金額	資金用途	融資期間	利率(※)	備考																																						
経営安定資金 大規模危機対策資	経営安定又は災害復旧等に必要な事業上の設備資金・運転資金	8,000万円以内	設備・運転	3年以内 5年以内 7年以内 10年以内	年1.1% 年1.2% 年1.3% 年1.4%	信用保証付																																						

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
65	304	<p><u>第3節 災害復興計画</u></p> <p><u>甚大な大災害が起きた場合、災害を乗り越え「市民が安心して暮らせるまちづくり」を強力に推進することが要求され、早期に対応すべき復旧計画を踏まえながら、長期的視野に立った総合的な基本計画及び都市計画に基づく災害復興計画を、住民合意のもと新たな視点で策定する必要がある。</u></p> <p><u>このため、被災後すみやかに災害復興計画を策定するため、市長を本部長とする全庁的な組織体制として「市災害復興本部」を設置し、被災直後の混乱した非常事態のなかであっても、災害後早期の段階において、復興に向けての基本方針を市民に示すものとする。</u></p> <p><u>なお、具体的な実行計画の策定にあたっては、市長の諮問機関となる学識経験者等を構成員とする組織体制〔市復興計画検討委員会（仮称）〕の設置についても検討するものとする。</u></p> <p><u>住宅都市部長は、基本方針及び災害復興計画のうち、市街地の復興のための市街地復興基本方針及び市街地復興計画を、市災害復興本部の決定を経て策定する。</u></p>	<p><u>第3節 (削除)</u></p>	

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<div data-bbox="273 300 1010 826" data-label="Diagram"> <p>復興に向けての早期事務フロー</p> <pre>           graph TD             A[大災害発生直後] --&gt; B[市災害対策本部の設置]             B --&gt; C["(全組織を挙げて人命救助を最優先とする期間)"]             C --&gt; D["発災後おおむね 3日~1週間"]             C --&gt; E[市災害復興本部の設置]             E --&gt; F["市災害復興本部の 設置後すみやかに"]             E --&gt; G["《復興に向けての基本方針の発表》"]             G --&gt; H["[検討後]"]             F --&gt; I["《復旧計画の推進》"]             H --&gt; J["《災害復興計画の発表・推進》"]             </pre> </div> <p>第3節 (追加)</p>	<p>第3節 災害復興</p> <p><u>本市及び周辺地域は、東京と大阪の中間で交通の要衝を担うとともに自動車などの製造業を中心に我が国の産業をリードする重要な役割を有している。</u></p> <p><u>このような地理的・社会的状況のもと、被災地域の再建・復興を重視した総合的な計画のもとに的確な対策を推進し、迅速な復興を図ることが、名古屋大都市圏の中心都市である本市に課せられた使命である。</u></p> <p>第1 復興の基本的な考え方</p> <p><u>大規模災害により、市内は壊滅的な被害を受け、多くの人が被災することが考えられる。そこからの復興は、</u></p>	<p>復興体制の整理を実施したことに伴う整備</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
			<p><u>災害前から目指していた「総合計画」「都市計画マスタープラン」等の中長期的な諸計画を踏まえつつ、災害に強いまちづくりを進めることはもちろん、復興を契機として新たな施策を作り、様々な課題を解決すべく復興を進める。</u></p> <p><u>第2 復興体制</u></p> <p><u>1 災害復興本部の設置</u>  <u>市民生活の再建等、本市の復興を支援する諸事業を迅速かつ計画的に実施するため、復興に係る本市の意思決定機関として、本部は市長を本部長とする全庁的な組織体制である名古屋市災害復興本部（以下「災害復興本部」という。）を設置する。</u></p> <p><u>2 災害復興本部の運営</u>  <u>災害復興本部が、復興に係る審議等を行い、意思を決定する場として「災害復興本部会議」を開催する。主な審議事項は、復興に関する基本方針の決定や災害復興計画の策定等であり、復興事業に係る進行管理、調整等の結果は、この会議において報告され、了承されるものとする。</u></p> <p><u>3 本部との連携</u>  <u>大規模災害時においては、本部と震災復興本部が設置されることが想定される。被災後間もない応急対応から復旧・復興の段階に移行する過程で、災害復興本部が所掌する事項は、量的・質的に連続的に変化・進行していくものであることから、本部が所掌する事務</u></p>	

連番	頁	修正前	修正後	備考
			<p><u>事業で、復興にも関係するものについては、両本部が緊密に連携、調整しながら処理していくものとする。</u></p> <p><u>&lt;災害復興本部の所掌事務範囲イメージ&gt;</u></p>  <p>※上記イメージは災害の規模・種類により異なる。</p>	
			<p><u>第3 災害復興計画の策定</u></p> <p><u>復興対策を迅速かつ効果的に実施していくために、復興の視点や考え方を示す基本方針を定めるとともに、その方針に基づき、具体的な復興まちづくりの内容を示す災害復興計画を策定する。</u></p> <p><u>災害復興計画は、総合計画と理念、将来像を共有しながら、被災の教訓を踏まえて、本市の復興に向けての方針（基本方針）を決定し、一日も早い復興のために必要な取り組みを確実かつ円滑に進めるための計画である。なお、住宅都市部長は、基本方針及び災害復興計画のうち、市街地の復興のための市街地復興基本方針及び</u></p>	

連番	頁	修正前	修正後	備考
			<p><u>市街地復興計画を、災害復興本部の決定を経て策定する。</u></p> <p><u>1 災害復興計画の策定の流れ</u></p> <p><u>(1) 策定体制の構築</u>  <u>復興計画策定に必要な災害復興本部幹事会及びその他必要と思われる下部の庁内検討組織の設置を検討する。また、復興に関連する分野の有識者へのヒアリング等を検討する。</u></p> <p><u>(2) 基本方針の決定</u>  <u>復興の視点や都市、住宅、暮らし、産業等の復興に関する基本方針を検討し、災害復興本部会議の合意を得て決定する。</u></p> <p><u>(3) 災害復興計画（案）の作成</u>  <u>基本方針に基づき、都市、住宅、暮らし、産業等の復興に係る災害復興計画（案）を作成する。</u></p> <p><u>(4) 市民・関係機関等への意見照会</u>  <u>災害復興計画（案）の策定にあたっては、市民や関係機関等の意見を聴取する。</u></p> <p><u>(5) 災害復興計画の策定</u>  <u>災害復興計画は、災害復興本部会議にて合意し、策定する。</u></p> <p><u>(6) 復興施策、計画の進行管理</u>  <u>災害復興本部は、各局からの報告を通じて復興の進捗状況を把握し、復興施策及び計画の進行管理を行う。</u></p>	



連番	頁	修正前	修正後	備考										
		<p><u>付録</u> (追加)</p>	<p><u>第4 復興のための事前準備</u>  <u>本市が迅速かつ的確な復興を実施するためには、復興に向けた分野別業務の内容や一連のプロセス・体制についてあらかじめ整理し、本市職員が復興に係る全体像を共有するなど、事前準備に努めるものとする。</u></p> <p><u>付録 「南海トラフ地震に関する情報」に対する当面の本市の対応</u></p> <table border="1" data-bbox="1068 663 1848 1072"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民への呼びかけ</td> <td>市民に対して、日頃からの地震への備え(家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め及び家庭における備蓄等)の再確認を呼びかける。</td> </tr> <tr> <td>庁内会議の開催</td> <td>必要に応じて、情報共有等を目的とする庁内会議を開催する。</td> </tr> <tr> <td>施設の点検等</td> <td>市の所有する施設のうち、防災上重要な施設等について必要に応じて点検し、大規模地震発生後の災害応急対策の確認等を行う。</td> </tr> <tr> <td>防災活動体制</td> <td>気象庁から発表される情報の内容及び政府の対応状況等を踏まえ、所要の体制を執る。</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>国において南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の防災対応の在り方等について検討を行っており、「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画」等が修正された後に、名古屋市地域防災計画に反映する。</u></p>	項目	対応	市民への呼びかけ	市民に対して、日頃からの地震への備え(家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め及び家庭における備蓄等)の再確認を呼びかける。	庁内会議の開催	必要に応じて、情報共有等を目的とする庁内会議を開催する。	施設の点検等	市の所有する施設のうち、防災上重要な施設等について必要に応じて点検し、大規模地震発生後の災害応急対策の確認等を行う。	防災活動体制	気象庁から発表される情報の内容及び政府の対応状況等を踏まえ、所要の体制を執る。	<p>「南海トラフ巨大地震に関する情報」に対する当面の本市の対策について整備</p>
項目	対応													
市民への呼びかけ	市民に対して、日頃からの地震への備え(家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め及び家庭における備蓄等)の再確認を呼びかける。													
庁内会議の開催	必要に応じて、情報共有等を目的とする庁内会議を開催する。													
施設の点検等	市の所有する施設のうち、防災上重要な施設等について必要に応じて点検し、大規模地震発生後の災害応急対策の確認等を行う。													
防災活動体制	気象庁から発表される情報の内容及び政府の対応状況等を踏まえ、所要の体制を執る。													

連番	頁	修正前	修正後	備考						
			<p><b>【参考】「南海トラフ地震に関連する情報」について</b></p> <p><b>1 経緯</b></p> <p>気象庁は、国の中央防災会議の「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告等を受け、新たな防災対応が定められるまでの当面の間、「南海トラフ地震に関連する情報」を公表することとし、平成29年11月1日から運用を開始した。</p> <p><b>2 情報の種類と発表条件</b></p> <table border="1" data-bbox="1093 619 1742 1034"> <thead> <tr> <th data-bbox="1093 619 1258 660">情報名</th> <th data-bbox="1258 619 1742 660">情報発表条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1093 660 1258 944">南海トラフ地震に関連する情報（臨時）</td> <td data-bbox="1258 660 1742 944"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○南海トラフ沿いで異常な現象（※）が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</li> <li>○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合</li> <li>○南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 944 1258 1034">南海トラフ地震に関連する情報（定例）</td> <td data-bbox="1258 944 1742 1034">○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>※南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合など、気象庁が調査を開始する対象となる現象</p>	情報名	情報発表条件	南海トラフ地震に関連する情報（臨時）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○南海トラフ沿いで異常な現象（※）が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</li> <li>○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合</li> <li>○南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合</li> </ul>	南海トラフ地震に関連する情報（定例）	○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合	
情報名	情報発表条件									
南海トラフ地震に関連する情報（臨時）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○南海トラフ沿いで異常な現象（※）が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</li> <li>○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合</li> <li>○南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合</li> </ul>									
南海トラフ地震に関連する情報（定例）	○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合									